

An underwater photograph showing a person's legs and feet in a dark, teal-colored water. The person appears to be floating or struggling, with their legs spread out. Large, billowing clouds of brown ink or dye are visible, rising from the surface and surrounding the person, creating a somber and distressing atmosphere.

Misery at sea

# 海上の悲劇

台湾の遠洋漁船での人権侵害

# 目次

## はじめに 3

なくなる問題

破綻した体制

これまで以上に行動を

## 第1章 情勢 5

遠洋漁業:破綻したビジネスモデル

FCF:台湾最大の水産企業

本レポートの方法論

## 第2章 海上の悲劇 11

台湾での刑罰の免除:有罪判決を受けた人身売買の

仲介者が斡旋を継続 12

背景

台湾での調査

台湾の人身売買防止に関する法律

人身売買の仲介者は今どこにいるのか?

米国人身取引報告書での最高評価を保持できる  
のか?

死に至る漁業——スプリヤント氏の虐待死 17

発覚したスプリヤント氏の写真と映像

苦しみながら海の上で亡くなったスプリヤント氏

監察院、漁業署の調査を酷評する

スプリヤント氏は新たな人身売買や強制労働の被  
害者であったのか?

暴力の物語:フーチュン 61 号 22

現在の状況

イアン・グッドウィン博士の分析

台湾水産業界に、強制労働の未調査事例がまた  
一つ?

FCF とのつながり 28

FCF はジャイアント・オーシャンの漁船と取引をし  
たか?

FCF はフーチュン 61 号と取引を行っていたのか?

FCF はフー・ツイ・チュン号と取引を行っていたの  
か?

結論 30

## 第3章 濁った海:海上の悲劇の組織的要因 31

行政的要因 32

手ぬるい規制機関

一貫性を欠く法律、施行の不徹底

人材紹介会社の存在と漁民協会の役割——利益  
相反か?

台湾漁民協会

透明性を欠くサプライチェーン 34

便宜置籍船

ダミー会社

洋上転載

見通しの悪いサプライチェーン

結論 38

提言 39

巻末注記 40

略語一覧 43



上: 東港の魚市場のトラックに積み込まれる冷凍マグロ(高雄市東港)

© Alex Hofford / Greenpeace

## はじめに

このレポートの内容は、衝撃的で悲惨である。ここで明らかとなった事実は、消費者から労働者、漁船を操業する者、そして危機的状況にあるこの世界規模の産業を管理し統治する人々まで、水産業界に関わるすべての人々が懸念すべきものだ。また、人権と法による統治を重視するすべての人々が懸念すべきものである。

日ごろから台湾漁業や遠洋漁船と利害関係のある人々にとって、このレポートの事例のいくつかは驚くべきものではないだろう。深刻な人権侵害、低い労働基準、劣悪な労働条件、海や海に棲む生き物に害を及ぼす漁法については、これまでも十分に報告されてきた。ニューヨークタイムズやガーディアンなどの世界有数の報道機関やグリーンピースなどの国際 NGO の多くが調査し、はるか沖合の海での驚くべき内容を報告している。

それでもなお、この新たな調査で明らかになったその結果と内容は、実に驚くべきものであり、台湾当局の消極的な対応と業界自体の無関心は、極めて恥ずべきものである。

本レポート『海上の悲劇(原題: Misery at sea)』は、台湾の遠洋漁船で起きている問題と、台湾当局が人権侵害に対する有効な制裁措置をとれずにいることを明らかにし、この破綻した産業によって人生を台無しにされた若い漁師からの証言を伝える。

## なくなる問題

この新しい調査レポートは、政府当局の知るところとなった事例調査がこれまでであったにもかかわらず、台湾の水産物サプライチェーンにおける重大な問題が今日まで継続していることを示している。これらの問題は、台湾最大の水産企業数社に強い影響を与え、世界の水産業界に深刻な影響をもたらす。

これらは、台湾政府ならびに当局部門が適切な改革を行えず、法律違反者に対して適切な制裁を講じられなかったために悪化した問題である。

本レポートが明らかにするのは、以下の通りである。

- ・ カンボジア国籍の企業を設立・運営し、カンボジア人数十人に対する深刻な人権侵害に関与して有罪判決を受けた人身売買組織が、引き続き台湾当局から無条件で台湾漁業への人材紹介を行っている。
- ・ インドネシアの漁師スプリヤント氏が悲惨な死に至るまでの苦しみと、船長が彼の死を防ぐための対処を怠った証拠資料。そしてこれらの事実は台湾の検察官によって無視され却下された。
- ・ 台湾人所有の船に乗った中国人船長を殺害し有罪となった漁師たちは、殺人に至る前の何カ月もの間、身体的、精神的虐待を受けていた。その悲惨な状況によって彼らの犯した罪が許されるものではないが、劣悪な労働条件の本質を見抜く機会を提供している。また、破綻した水産業界が若者たちの人生を台無しにしたことを示している。この業界では、虐待が日常的に許容され、非人道的な労働条件や賃金を維持するために悪用されているとさえ思える。
- ・ 大手水産貿易会社は、人身売買および搾取の上に成り立つ既存のビジネスモデルを永久に終わらせるための改革を実施する大きな責任がある。

## 破綻した体制

地域特有の人権侵害と低い環境基準は、遠洋漁業のビジネスモデルが持つ主な特徴により助長されている。例えば、安価な水産物を極めて大量に求め続けるグローバルな需要が容赦ない圧力となって引き起こされている、持続可能でない漁獲能力や、質と持続可能性よりも量と利益を重視する低コストで低い基準での操業である。

この遠洋漁船の操業形態が台湾の脆弱な規制の枠組みと、業界に圧力をかける、あるいはこれらの犯罪を起訴する政治的意思の欠如と相重なって、深刻な人権侵害や劣悪な労働条件、低い環境基準が今日まで続く状況を生み出している。

## これまで以上に行動を

欧州連合(EU)と米国による違法・無報告・無規制に行われる漁業(略称:IUU 漁業)と人身売買に対する制裁策は、多少の改善の刺激となったものの、この新たな調査が明らかにしている通り、台湾の漁業を改善するためさらなる努力が必要である。

本レポートで示された証拠に基づいて、国際環境 NGO グリーンピースは、台湾漁業界を厳重に監視し、台湾当局が未解決の問題を解決するよう継続して働きかけることが不可欠と考える。

その包括的な監視として例えば、EU が引き続き台湾に対しイエローカードの警告レベルを維持し、米国が人身取引報告書(通称:TIP レポート)での台湾の評価を Tier 2 に格下げすべきである。これらは、さらなる改革を促進し、台湾の遠洋漁船で、重大な問題がまだ未解決であることを世界市場に明確に伝える手段として、変わらず維持されるべきだ。本レポートは、台湾の遠洋漁船とその管理責任者の悪事を再度証明し告発するだけでなく、世界の海の至るところで操業する遠洋漁業の破綻したビジネスモデルの拒否を訴える重大事件を明らかにしている。

本レポートを締めくくる提言は、台湾の状況に対するものだが、破滅的な遠洋漁業を行っているあらゆる漁船や国にも同様に適用されうる。悲しいことに、この調査報告が示す人権侵害や人々の苦悩を完全に排除するためには、改革を今すぐ必要とする問題がほかにも山積みである。

## 第1章 情勢

環境破壊と人権侵害<sup>1, 2, 3, 4</sup>がはびこる台湾の遠洋漁船は、市場シェアに対する信頼と評判を頼みとする世界の大手漁業企業にとって、大きな悩みの種となっている。

多くの場合はるか沖合の海で発生し、複雑なサプライチェーンに隠されているものの、この犯罪行為は、水産業界の労働者が声を上げ、NGO やメディアが調査するにつれ、だんだんと公になってきている。

2016年のグリーンピースによるレポート『Made in Taiwan: Government Failure and Illegal, Abusive and Criminal Fisheries(訳注:メイド・イン・台湾——政府の失態、人権侵害と犯罪が蔓延する違法漁業』<sup>5</sup>は、台湾漁業署(FA)が組織的かつ違法・無報告・無規制に行われる漁業(略称:IUU 漁業)、著しい人権侵害、蔓延する犯罪を暴き、起訴して解決することに繰り返し失敗しているのを明らかにした。

この新たな調査レポートは、これらの重大な問題への法的措置が試みられたにもかかわらず、依然としてそれらの問題は台湾の水産業界に残っていることを明らかにする。これらは、主要な台湾のサプライヤー、そして結果的に世界に広がるサプライチェーンに関わり影響をもたらす。これまで明らかになった事態に対処するための台湾政府および台湾漁業協会の取り組みは、ほとんど効果がなかった。

台湾の遠洋漁船の行為に懸念を抱いているのは、当然グリーンピースだけではない。2015年10月、EUは台湾にイエローカード<sup>6</sup>を発行し、以下のように警告した。

「台湾にイエローカードを発行する決定は、漁業の法的枠組み、IUU 漁業を阻止しない制裁体制、遠洋漁船の効果的なモニタリング・規制・監視の欠如に重大な欠点があることに基づいている。さらに、台湾は地域漁業管理機関(RFMO)が定める義務を必ずしも遵守していない。」<sup>7</sup>

執筆時点では、EU のイエローカードはそのまま維持されており、台湾の遠洋漁業界は違法漁業や人権侵害の疑惑が引き続き蔓延している。EU のイエローカード発行に続いて、2016 年<sup>8</sup>と 2017 年<sup>9</sup>に米国務省の人身取引報告書(通称 TIP レポート)が発行された。これらの報告書は、台湾当局が人身取引を排除するための最低基準を満たしていたことを示したが、これらの犯罪が深刻に受け止められていない状況も説明した。2016 年の TIP レポートによると、台湾の漁船に対する人身取引違反の逮捕や有罪判決はなかったが、検察官と裁判官は、人身取引の事件を比較的軽微な犯罪として扱う傾向があった。人身取引業者は、犯罪に不均衡な寛容な刑罰を受けたように思われる。

2017 年の TIP レポートは、当局が人身取引に対処するための真剣かつ持続的な努力を実証したと述べたが<sup>5</sup>、刑罰の軽減が重大な犯罪に不釣り合いに行われているという懸念を挙げ、当局は人身取引の事件を単なる労使紛争として扱うことがあったことを指摘した。同様の問題は、米国務省の 2017 年人権報告書にも反映されている。この報告書は、台湾の漁業を次のように取り上げている。<sup>10</sup>

「強制労働は、家事使用人や、漁業、農業、製造、建設などの分野で起きたもので、外国人労働者は、特に台湾国籍の漁船の乗組員として働いたときに、強制労働の被害を受けやすかった。」

人身売買、強制労働や搾取などの重大な課題に対し、ケースバイケースで問題が起きてから対応するために、人権侵害がなくなる。人権侵害を引き起こす要因は、とてつもない漁獲能力、低コストでの操業、および「価値と持続可能性」よりも「量と利益」を重要視する考え方といった遠洋漁業のビジネスモデルに見いだすことができる。

このような低コストのビジネスモデルと、台湾の法的枠組みの慢性的な欠陥が、深刻な IUU 漁業、人権侵害や労働者虐待があまりにも日常茶飯事となる環境を作り出していることが、ますます明らかになっている。

「台湾国籍の長距離船舶で働く外国人の漁業労働者の劣悪な労働条件や搾取に関する報告は数多あった。台湾国際労工協会(TIWA)や他の市民団体は、外国人漁業労働者の保護状況を改善するよう、当局と船主に要請した。」

## 遠洋漁業：破綻したビジネスモデル

他のグローバルな生産システムと同様、漁業もまた、コスト重視のビジネスモデルで事業を行う大手小売業や貿易会社によって支配されている。これら企業の大部分は、可能な限り安価な製品を追求し、バリューチェーンに対しコストを下げるように求める圧力をかけている<sup>11</sup>。

燃料費や設備費、整備費は固定のため、漁業事業者が人件費に注目する結果、労働者がコスト削減の圧力の犠牲になっている。遠洋漁業の労働者に対する実質的な保護や監視もほとんどなく、彼らはこのビジネスモデルのコストを負担し続けている。

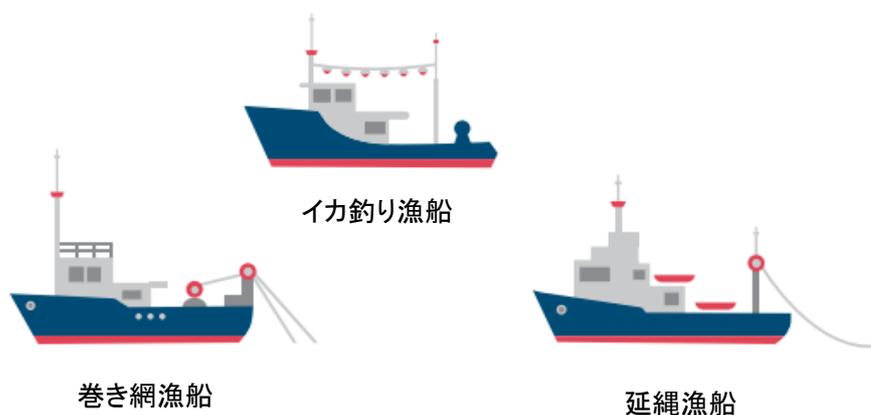
遠洋漁船、特にマグロの延縄（はえなわ）漁船で働く労働者の求人、すでに脆弱な彼らに追加のリスクをもたらす。出稼ぎ労働者は、多くの場合、弱い立場の労働者に対して誘導により強制的に債務を負わせて拘束し、手数料を引き出す非人道的な仲介人に余地を与える人材仲介業者のネットワークを利用する「カスケード方式」<sup>12</sup>を通じて募集されている<sup>13</sup>。

近年、著名な報道機関や NGO の報告書は、陸上でも海上でも漁業の出稼ぎ労働者が受けている不法かつ非倫理的な待遇を明らかにしている<sup>14</sup>。台湾の遠洋漁船の規模と、このレポートで述べている制度的な欠陥を考えれば、台湾がこの種の報告書でたびたび登場するのはほとんど驚くべきことではない。不十分な規制とコスト削減を求める圧力が続く代償として、はるか沖合の海で操業する業界では船上での暴力、人身売買、海上での死亡者などの労働者虐待が必然的に起こっている。

水産業界は、報告された事例は業界全体で起こっているものではないと主張しているが、その頻度と深刻さは、遠洋漁業における人身売買、強制労働および搾取は疑わしい操業者に限らないことを示唆している。このレポートが示すように、世界の大企業もまた、虐待に関与している可能性があり、規制当局および当局はこの業界特有の問題に取り組むことに失敗している。

### 図 1 台湾の遠洋漁業のビジネスモデル 略図

1 - 漁業



2 - 貿易 FCF 社

3 - 加工



缶詰工場



切り身



刺身



加工会社

4 - 主な市場 日本、EU、米国、ニュージーランド、韓国、英国、タイ

## FCF: 台湾最大の企業

台湾がグローバルに展開している漁業について報告するには、台湾高雄市に拠点を置く民間企業 Fong Chun Formosa Fishery Company Ltd (FCF) の役割に特に注目しなければ、不完全なものになるだろう。40 年前に設立され、世界各地に営業所や子会社を持ち、その水産物取扱量で世界三大水産物貿易会社の一つに数えられる FCF は、台湾の遠洋漁業のグローバルな展開を実現している。

FCF は、年間少なくともマグロ 52 万トンとその他水産物 10 万トンを取り扱い<sup>15 16</sup>、北米や欧州、アジア市場向けの缶詰用マグロ、刺身用の冷凍マグロや冷凍イカといった冷凍製品を含めて、世界各地のブランド企業に水産物を供給している。同社は世界の主要な漁港に 30 以上の漁業基地を有しており、遠洋漁船に物資や燃料を供給し、洋上転載のためのインフラを提供している。同社は 600 以上の船舶を操業しており、世界中の加工工場との業務を行っている<sup>17 18</sup>。

台湾、特に FCF は、タイおよび日本の企業にとって主要なサプライヤーである。タイは水産物加工と缶詰製造の世界的リーダーであり、日本は生鮮マグロまたはマグロの刺身の世界最大の消費国である。両国とも、水産物加工品を米州、欧州、アジア市場に輸出し、台湾のマグロを世界に送り出している<sup>19</sup>。

FCF は特に日本と強いつながりがある。同社の日本子会社である FCN インターナショナルは、FCF の水産物を収益性の高い日本の刺身市場へ送り出す<sup>20</sup>。同社最大の販売代理店である。同社は FCF と同様の経営モデルを採用し、日本市場へ送り出されている台湾産のマグロの大部分を取り扱っていると考えられている<sup>21</sup>。

グリーンピースは、この報告書の第2章で述べられている三つの事例のうちの二つに FCF との関連性を立証した。つまり、FCF にマグロを供給している船舶が人身売買組織ジャイアント・オーシャンと関係しており、また乗組員に対する搾取および虐待が疑われる漁船、フーチュン第 61 号 (和春 61、英名: Tunago No.61) での殺人事件との関連性を明らかにした。

1,140

遠洋漁船の船舶数<sup>22</sup>

252

台湾が所有する便宜置籍船(FOC)<sup>24</sup>

19,100

海外で雇用され、台湾国籍の遠洋漁船で働く出稼ぎ労働者数<sup>23</sup>

11,804

台湾で雇用され、遠洋漁船で働く出稼ぎ漁業労働者の人数<sup>25</sup>

図2 2017年にグローバル・フィッシング・ウォッチ(Global Fishing Watch)により確認された台湾の漁業活動<sup>26</sup>

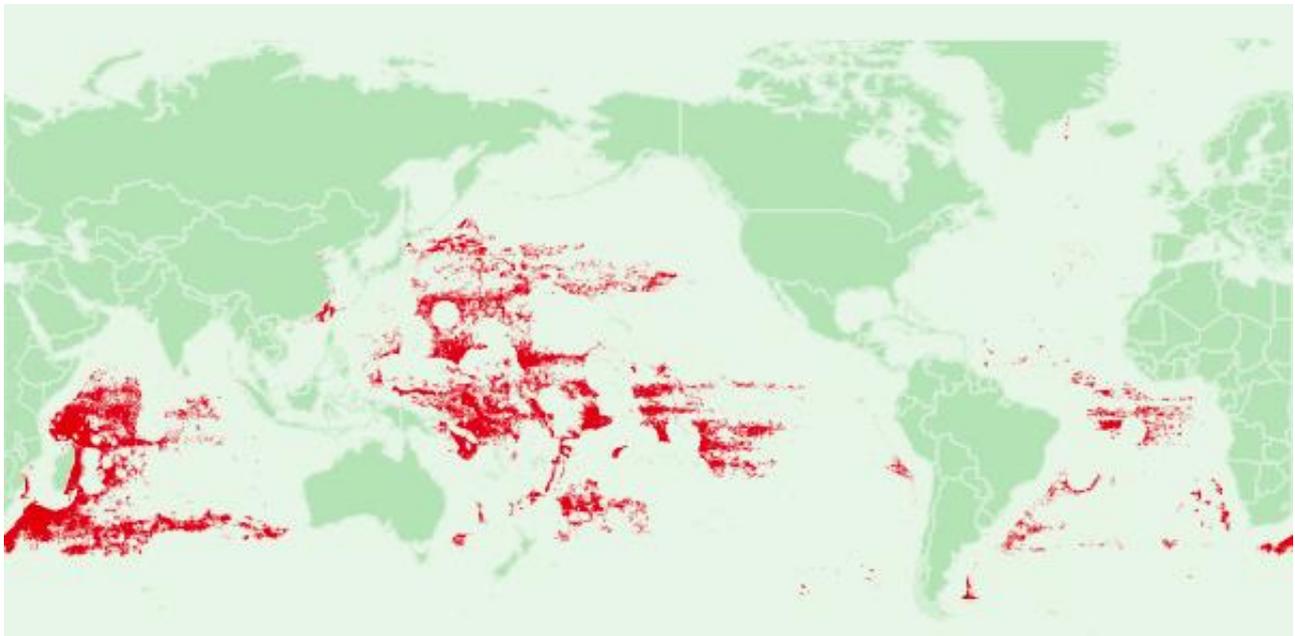
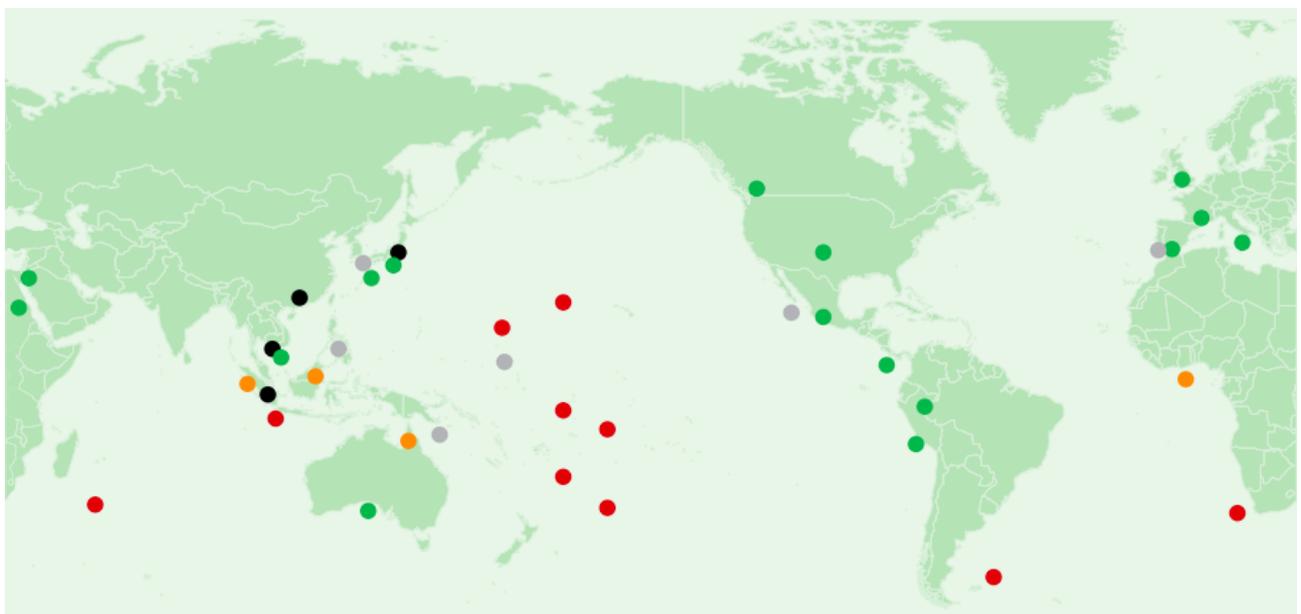


図3 世界にあるFCFの営業所、施設、取引先<sup>27</sup>

● 子会社あるいは営業所   ● 販路   ● サプライヤー   ● 工場   ● 漁業基地



## 本レポートの方法論

グリーンピースは、『Made in Taiwan』レポートを 2016 年に発表して以来、台湾の漁業、特にマグロ遠洋漁船を監視してきた。IUU 漁業、労働者虐待や人権侵害の報告は、引き続き表面化している<sup>28 29</sup>。本レポートは、台湾の遠洋漁船の複雑な問題を浮き彫りにすることを意図している。



上：インド排他的経済水域での IUU 漁業 © Ronny Sen / Greenpeace

第 2 章では、台湾の規制制度の脆弱性が露呈した三つの事例について、グリーンピースの調査を概説する。これらの人身売買、漁業労働者の悲惨な死(または過失致死)、殺人に関する調査は、海で極めて頻繁に発生している恐ろしい行為や、わずかな手当で台湾のマグロの延縄漁船に乗り込み弱い立場にある出稼ぎ労働者からの搾取、台湾当局、特に漁業署のお粗末な対応を明らかにする。読者には、レポートのその部分には痛ましく気が動転するような画像や内容もあることをあらかじめお伝えしておく。

第 3 章では、三つの事例に触れながら、台湾の遠洋漁船での違法行為や搾取を可能にし、おそらく誤って奨励されている構造的および法的枠組みのいくつかを分析する。洋上転載、便宜置籍船の使用、透明性と説明責任を妨げる海外のダミー会社の利用は、台湾の漁業を浄化し適切に規制しようとする試みを妨げ続けている。

台湾特有のシステムである「漁民協会」の妥協した役割についても、この章で取り上げる。このレポートの結論では、三つの事例と枠組みの問題がどのように相互作用しているかを論じることによって、現在の漁業のビジネスモデルと、人権侵害や海上での漁業に関連する犯罪との直接的な相関関係があることを明らかにしている。

グリーンピースは、緊急行動と改革のための一連の提言を行っている。これらの犯罪を撲滅するためには、企業に対する規制的枠組みの抜本的な変更、洋上転載の廃止、台湾漁業による便宜置籍船の使用を廃止することが必要である。

## 第 2 章 海上の悲劇

漁船で働く出稼ぎ労働者に対する酷使と虐待は、国際的な研究や著名な報道機関などでも多く取り上げられている<sup>30 31 32 33</sup>。その頻度が増すにつれ、この問題に寄与する多くの要因が指摘されると同時に、漁業に携わる出稼ぎ労働者がまるで低コストの商品のように扱われることがあまりにも多く、極端に低い賃金で過重労働を強いられ、虐待を受けていることが明らかになっている。

本章では、グリーンピースが台湾の遠洋漁業に関する労働および人権訴訟について行った最近の調査 3 件について検証し、また 2016 年発行の『Made in Taiwan』レポートでも議論している人身売買組織ジャイアント・オーシャンによる事件に関して発覚した憂慮すべき新事実について述べる。これらの調査では、台湾の漁業と規制当局による人権侵害への対処に関して差し迫った懸念を提起する新たな驚くべき証拠が明らかになった。台湾政府は過去の虐待事件の解決にある程度の成功を収めたと主張しているが、今回の報告ではこれらの事件に事実上対処できていないことが示される。

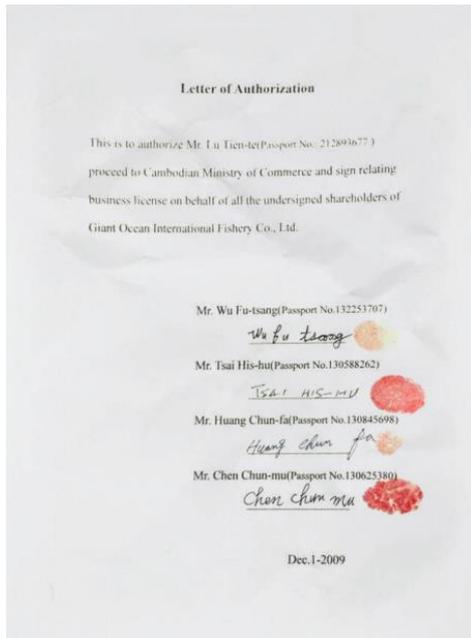
三つの部分で構成されるこの章の最初の部分「台湾での刑罰の免除」では、人身売買組織ジャイアント・オーシャンに焦点を当てており、台湾当局が、台湾の漁船での強制労働と人身売買を黙認していることを明らかにする。グリーンピースの調査員は、有罪判決を受けた人身売買の仲介者が台湾の漁船への出稼ぎ労働者の斡旋に引き続き関与し、台湾当局もそれを把握していることを発見した。

次の「死に至る漁業」では、2015 年にインドネシア人漁船乗組員スプリヤント氏が洋上で亡くなった事件にまつわる事実を分析する。憂慮すべき新事実により、台湾当局は、痛ましい状況をとらえた写真や映像という証拠があるにもかかわらず、適切な捜査・起訴を行わなかったことが示される<sup>34</sup>。

最後の「暴力の歴史」では、台湾の延縄漁船フーチュン 61 号の船長の死亡にまつわる状況を検証する。調査員はバヌアツに赴き、殺人罪で起訴され、懲役 18 年の有罪判決を受けたインドネシア人 6 名の乗組員に聞き取り調査を行った。彼らはフーチュン 61 号が登記されていたバヌアツで最初の 9 年の懲役を受けている。刑務所での聞き取り調査では、この事件に関する新たな事実が浮き彫りになっており、船長の死に至る事態と事件後の取り調べから起訴、判決に至るまでの台湾当局の消極的な対応に疑問が生じる。6 名の若者が約 20 年間刑務所に入れられることを思うと、この悲しい事件の被害者は亡くなった船長だけなのだろうか、と私たちに問いかけている。この章の最後ではこの事件を分析し、台湾の大手水産物貿易会社 FCF との関連性について考察する。

## 台湾での刑罰の免除——有罪判決を受けた人身売買の仲介者が斡旋を継続

グリーンピースは、漁業署の公式リストと会社の記録から、ジャイアント・オーシャンの取締役兼株主の少なくとも2名が、台湾の遠洋漁船への出稼ぎ漁業労働者の斡旋に引き続き公然と関与していることを示す有力な証拠を入手した。同組織の5名全員は2014年、カンボジアの裁判所により本人不在のまま人身売買の罪で有罪判決を受けている。これは、7年間不正を働いていたジャイアント・オーシャンの被害者の家族をさらに侮辱するものである。彼らは、台湾政府の認可のもと労働者の斡旋に関与し続けている<sup>35</sup>。



左：カンボジア商業省に提出された認可書 © 匿名

右：ジャイアント・オーシャンの企業登録証明書 © 匿名

## 背景

2011年、国連、NGO、カンボジア当局は、カンボジアで人身売買を行っている組織があることに気づいた。その組織を運営しているのは、カンボジアの台湾国籍の人物がカンボジアで運営する人材紹介会社ジャイアント・オーシャン国際漁業有限公司 (Giant Ocean International Fishery Co. Ltd) (以下、ジャイアント・オーシャン) で、背後に台湾との強力なつながりがあった。同組織は、カンボジア労働省に資本金10万米ドルの民間の有限会社として登録されていた。

台湾船への人身売買による被害者は、2011年末からカンボジアで告訴を開始し、2012年5月にはカンボジア当局が正式にジャイアント・オーシャンの取り調べを開始した。2010年から2011年にかけて、1,000人以上のカンボジア人男性が同組織による斡旋を受けているとの報告がある。警察は、200件を超える告訴を受理した。その中には、カンボジアのNGO「子どもと女性への法的支援の会 (Legal Support for Children and Women, LSCW) と米国国際開発庁 (USAID) のカンボジア人身取引対策プログラム (CTIP) を代理人とし支援を受ける犠牲者による訴訟50件も含まれる<sup>36</sup>。

2013年5月、カンボジア政府の人身売買対策および青年保護部は、労働者斡旋を担当していたジャイアント・オーシャン社員で台湾人のリン・ユー・シン (Lin Yu Shin, 林玉欣)<sup>37</sup>を逮捕した。

以下のジャイアント・オーシャンの取締役兼株主も逮捕された<sup>38</sup>。

- ルー・ティエン・デア(Lu Tien-Te、盧天徳)
- チェン・チュン・ムー(Chen Chun Mu、陳春木)
- ウー・フー・ツァン(Wu Fu Tsang、吳富藏)
- ファン・ジュン・ファ(Huang Chun Fa、黃俊發)
- ツァイ・シー・フー(Tsai-His-Hu、蔡西湖)<sup>39</sup>

2014年4月、カンボジアの2008年人身売買および性的搾取の防止に関する法律第10条「目的を持った違法な移動」の下で、リン・ユー・シンは出頭し、取締役兼株主5名は不在のまま有罪判決を受けた<sup>40</sup><sup>41</sup>。それぞれが10年の懲役刑を言い渡され、被害者に賠償金を支払うよう命令された。リンは10年の刑に服するため刑務所に送られたが、5名の台湾人については、カンボジア当局はまだその居所を突き止められていない<sup>42</sup>。この判決以降、カンボジアの裁判所を通じた控訴は続いているが、金銭上の罰則に関連するものを除き、控訴権は消滅している。カンボジアでは5名の取締役兼株主は亡命者とみなされている。

## 台湾での調査

『Made in Taiwan』レポートは、台湾とカンボジアの人身売買組織ジャイアント・オーシャンとを結びつける証拠を浮き彫りにした。同組織は、2010年から2012年にかけて、主に台湾の漁船にカンボジア人の出稼ぎ労働者を斡旋していた。同レポートは、台湾でのジャイアント・オーシャンの事業に疑いを示し、台湾当局に対し人身売買組織ジャイアント・オーシャンを適切に取り調べるよう求めた。

グリーンピースは、台湾当局がこれまでどのような取り調べを行って結論を出したかを立証しようとする中で、法務省から2017年の資料による説明を受けた。この資料は、人身売買対策のワークショップのために検察官が準備したもので、その事件の取り調べ方法について説明し、検察官は以下の見解に達したと述べた。

- ・ ジャイアント・オーシャンの事業は、台湾人身売買防止法第32条の違反と疑われていた<sup>43</sup>。
- ・ 台湾の便宜置籍船3隻で犯罪が発生していない限り、台湾の裁判所は管轄権がない。
- ・ カンボジアのNGOであるLSCWとウィンロック・インターナショナル(Winrock International)によって提供された証拠は、台湾では法廷で認められる証拠と認定されなかった。

台湾検察は刑事訴訟として「行政通達」を行うことを決定し、ジャイアント・オーシャンの株主と台湾船主を召喚した。台湾検察は、カンボジアの裁判所での判決にもかかわらず、告訴の可否を判断できないと主張した。

カンボジアでの有罪判決や被害者本人からの有力な証拠が数多くあるにもかかわらず、有罪を宣告された5名の人身売買の仲介者は台湾当局から自由に入国できる許可を得ているとみられる。これらの事実から、台湾当局に漁業における人身売買と強制労働を防止するために実質的な措置を講じようとする意欲があるのか、極めて疑問である<sup>44</sup>。

## 台湾の人身売買防止に関する法律

人身売買は、台湾刑法第 296 条1項及び人身売買防止法第 32 条<sup>45</sup>に基づく刑事犯罪である。台湾では、「告訴なしの裁判はなし」となる犯罪もあるが、刑法や人身売買防止法ではそうではない。当局による人身売買犯罪の捜査や起訴に告訴は必要ない。事実、人身売買防止法(9、11 節)には、人身売買の被害の疑いがあるとの通報があった場合、司法警察当局は直ちに確認する措置を講じる義務があると明示されている。

## 人身売買の仲介者は今どこにいるのか？

これまで、あるいは最初の犯行以来、ジャイアント・オーシャンの強制労働と人身売買の被害者の安全と福祉を確保するために当局が行動したという証拠はなく、将来の被害者の安全と福祉についても深刻な懸念が生じる。

2017 年 12 月、グリーンピースは、カンボジアの司法当局から逃亡中に有罪を宣告された 5 名の人身売買の仲介者が、台湾で公然と生活していたことを明らかにする新たな証拠を発見した。これに加え、そのうちの 2 人は正式に認可されたうえで台湾漁船への出稼ぎ乗組員の斡旋に従事しており、その他の 2 人は台湾国内で漁船の乗組員の斡旋に関与していたとみられる。

グリーンピースは、有罪となった仲介者が出稼ぎ漁業者に継続的にリスクをもたらすと懸念している。台湾当局が実質的にジャイアント・オーシャンの取締役兼株主を有罪または無罪と断定するに至っていない今、この者たちがどのようにして貿易制限を引き続き延期することができるのか、理解に苦しむ。

有罪となった仲介者がどのような方法であっても、人身売買、強制労働および搾取の被害に遭いやすい出稼ぎ労働者に働きかけることを断固禁止する義務が台湾政府にあると、グリーンピースは考える。

取り調べの結果は以下の通りである。<sup>46 47 48</sup>

### ルー・ティエン・デア(Lu Tien-Te、盧天德)<sup>48</sup>

有罪判決: 人身売買および性的搾取の防止に関する法律の「目的をもった違法な移動」の罪<sup>49</sup>

判決: 10 年の懲役

服役: 0 年

現住所: 台湾高雄市

現在の職務: 社団法人高雄市漁船船員服務促進協会(社団法人高雄市漁船船員服務促進協會)担当者  
上記の協会は、漁業署の許可のもと、700 人の乗組員を雇用する。

### ツァイ・シー・フー(Tsai-His-Hu、蔡西湖)

有罪判決: 人身売買および性的搾取の防止に関する法律の「目的をもった違法な移動」の罪

判決: 10 年の懲役

服役: 0 年

現住所: 不明

最後に確認できた職務: 永欣国際有限公司 (2009 年)

2009 年時点で、ツイ・シー・フーは永欣国際有限公司の担当者に名前を連ねていた。グリーンピースは同社の記録を確認できていない。

ルー・ティエン・デアとツイ・シー・フーはともに、正式に漁業署に登録されており、台湾政府により審査された上で斡旋業務を行う認可を受けていることになる。ファン・ジュン・ファとウー・フー・ツァンもまた、漁船への乗組員斡旋に関与しているとみられる<sup>50</sup>。

明らかになったこれらの事実は、台湾の遠洋漁船での搾取、強制労働、人身売買を排除するための台湾の取り組みに根本的な疑問を投げかける。この事態は、搾取、暴力、人身売買の被害者に「台湾では、遠洋漁業は司法より重要とされる」というメッセージとなる恐れがあり、自らを世界的な漁業の責任ある市民とする台湾の主張と大きく異なる。

#### **チェン・チュン・ムー (Chen Chun Mu、陳春木)**

有罪判決: 人身売買および性的搾取の防止に関する法律の「目的をもった違法な移動」の罪

判決: 10 年の懲役<sup>43</sup>

服役: 0 年

現住所: 台湾高雄市

台湾の人材紹介会社の友春国際株式会社 (Yu Chun Enterprises、友春國際股份有限公司) 取締役<sup>44</sup>

上記の企業は漁業署により登録され、399 人の乗組員を雇用している。同社は高雄経済開発局による企業登録を受けており「代理店事業」を行っている。

#### **ファン・ジュン・ファ (Huang Chun Fa、黃俊發)**

有罪判決: 人身売買および性的搾取の防止に関する法律の「目的をもった違法な移動」の罪

判決: 10 年の懲役

服役: 0 年

現在の職務: 荃發漁業有限会社 (Sheng Fa Fishery Co., Ltd、荃發漁業有限公司) 取締役

上記の企業は経済開発局に登録されており、人材斡旋を行っているが、漁業署の登録人材紹介会社のリストには掲載されていない。調査員が高雄市の事務所を訪ねたところ、新旧 45 両方の名称が掲げられていた<sup>52</sup>。



上:大西洋上の遠洋漁船にあげられたマグロ © Mark Smith / Greenpeace

ウー・フー・ツァン(Wu Fu Tsang、吳富藏)

有罪判決:人身売買および性的搾取の防止に関する法律の「目的をもった違法な移動」の罪

判決:10年の懲役

服役:0年

現住所:台湾高雄市

現在の職務:新会社の弘興海洋開発有限公司(弘興海洋開発有限公司、英語名称は不明)オーナーおよび取締役

ウー・フー・ツァンは、上記の新会社(旧:豊星海洋開発有限公司、豊星海洋開発有限公司)の登録事業主である<sup>51</sup>。

リン・ユウ・シン(Lin Yu Shin、林玉欣)

有罪判決:人身売買及び性的搾取の防止に関する法律の「目的をもった違法な移動」の罪

判決:10年の懲役

服役:3年

現住所:カンボジアにて拘置中

## 米国人身取引報告書での最高評価を保持できるのか？

台湾は、世界的に認められている米国国務省の人身取引報告書(通称 TIP レポート)で、最高格付(Tier 1)の国として評価され続けている<sup>53</sup>。

グリーンピースは、ジャイアント・オーシャンの事件で検察官の立場を分析し、それを米国国務省の定める基準、特に米国の2000年人身取引被害者保護法(TVPA)と比較した<sup>54 55</sup>。台湾は、TVPA 第108条a項(4)に規定される最低限の基準への適合に繰り返し失敗したことは明らかである。

1. 検察官の決定は、台湾人身売買防止法第42条を無視している。この法律は、本法第31条から第34条までが台湾の領域外に適用されるとする<sup>56</sup>。
2. 事件における行政通達の使用は、米国 TVPA に定められた基準を満たさない。起訴あるいは不起訴の通達、または訴追の延期決定ではなく、行政通達は TVPA が要求する「緊急行動」には当たらない。

3. カンボジアで台湾所有の船舶(台湾の旗を掲げるものもあり、台湾法の対象となっている)で発生した犯罪に加えて、カンボジアの裁判所により制裁を受けた人身売買行為は、台湾では何の処罰も受けず、台湾拠点での漁業労働者の斡旋活動に関与し続けている5名によるものである。
4. LSWC から台湾当局に提供された被害者声明を含む重要な証拠は、台湾が厳格な調査を開始し、人身売買撲滅のための実質的な取り組みを実施するよう求める十分な根拠を提供する。調査には、家宅捜索令状の執行、当局からの会社と漁船に関する文書および記録の取得、証人の正式な法医学的面談が含まれていなければならなかったが、これらが行われたという証拠は皆無である。
5. 検察官は、LSWC から提供された証拠を活用していない。LSWC は、カンボジアでのジャイアント・オーシャンによる人身売買の多くの被害者のために行動し、代理人を務めている。同団体は、台湾当局と繰り返し連絡を取り、台湾当局に被害者声明を発表している。

台湾政府は、これらの被害者のための制裁措置を実施できておらず、責任をとるべき者たちに遠洋漁船の乗組員の斡旋を引き続き許可している。グリーンピースは、この事件の人身売買の被害者が未だ海上で拘束されている可能性を懸念している。

## 死に至る漁業——スプリヤント氏の虐待死

スプリヤント氏の悲惨な事件と台湾の漁船<sup>57</sup>フー・ツイ・チュン号(福賜群号、英名: Fu Tsz Chiun)で彼が受けた仕打ちとその後の死は、台湾の漁業で最も恥ずべき出来事である。適切な調査は全くなされておらず、その全容はこれまで明らかにされることはなかった。同氏が長い間痛みを耐えながら死に至った悲劇は避けられたはずである。

スプリヤント氏は、3人の子を持つ43歳のひとり親で、インドネシア中部ジャワ州テガル出身である。漁師になる前は、テガルとジャカルタ間の路線バスで切符係として働き、わずかな報酬を得ていた。

より多くのお金を稼いで養育費の足しにしたいと、彼は漁業労働者になる決心をした。彼は2014年末に就職活動を開始し、彼の最後の乗船となったフー・ツイ・チュン号の航行は2015年4月に始まった。

2015年4月29日、船舶操縦士のチェン・チャオ・ツイー(Chen Chiao-chih、陳喬治)は高雄漁民協会に漁船のフー・ツイ・チュン号の乗組員としてインドネシア人7名の雇用を申請した。申請は2015年4月30日に高雄市海洋局に提出された。Fu Tsz Chiun号は2015年5月12日に東港鎮から航海を開始し、中西部太平洋に向かって航行した。

2015年7月26日、東港漁業組合は、この漁船の乗組員であるウリ・ムスリヒン(Urip Muslikhin)氏が2015年7月25日、荒海での漁の最中に船から消えたという報告を受けた。漁業署は、船長に対し少なくとも3日間その行方不明の乗組員を捜索するように命じた。

2015年8月25日午後11時10分、東港漁民協会は新たな報告書を受け、この時点で、その乗組員と漁業労働者のスプリヤント氏は船上で遺体となって発見された。

### 発見したスプリヤント氏の写真と映像

スプリヤント氏生存中の最後の週に撮影された痛ましい写真と映像の証拠が彼の死後に見つかった。写真と映像を見ると、死に至るまでに彼が受けた仕打ちについて重大な懸念が生じる。

台湾は、スプリヤント氏が亡くなる前に虐待を受けていたことを承知しているようだが、まだ虐待に関する公的な説明や事件の詳細を示していない。画像や映像は恐ろしいものであり、関係当局上層部による徹底的な調査が求められる。漁業署のおさなりの初期対応は極めて憂慮すべきものである。

この調査中、グリーンピースは、スプリヤント氏が死に至るまでと死亡後の数週間のフォー・ツイ・チュン号の追跡記録を取得した<sup>59</sup>。

全世界の海洋漁業活動を可視化するウェブサイト「グローバル・フィッシング・ウォッチ」によって追跡されたこの漁船の漁業活動は、2名の乗組員の死亡後のこの船舶の航行に関する正式な陳述と明らかに矛盾している。

監察院<sup>60</sup>による是正措置の文書には、この漁船はウリ・ムスリヒン氏の失踪後3日間彼を捜索したとあるが<sup>61</sup>、グローバル・フィッシング・ウォッチの船舶追跡データと矛盾している。追跡データは、船舶が彼の死後も漁を行っている軌跡で動いていることを示している。漁業署の調査では、この漁船が実際に漁を続けていたかどうかは明らかになっていないが、これは当局が取得可能であったはずの情報である。

同様に厄介な問題は、船はスプリヤント氏の死亡後直ちに港に戻ったという主張にもかかわらず、グローバル・フィッシング・ウォッチの分析データは、彼が衰弱し亡くなった後も数日作業を続けていたことを示している。



上:フー・ツイ・チュン号でのスプリヤント氏の衰弱を示す三つの連続静止画像 © 匿名



左および右: 亡くなる直前のスプリヤント氏の静止画像 © 匿名

### 苦しみながら海の上で亡くなったスプリヤント氏

海上で働いている間のスプリヤント氏の死に際して、台湾当局、特に、乗組員の斡旋を行う会社の監視を担当する政府当局、船主、台湾の漁業業界は驚くほど何の行動も起こさなかった。漁業署は、人材紹介会社の運営や関係する船主の業務を監督する責任を果たせなかったように思われる。

遺体の検死解剖により、スプリヤント氏は、乗船中に「膝を負傷」した後に発症した感染からの敗血症性ショックが原因で亡くなったことがわかった<sup>63</sup>。漁業署の不十分な調査では、事件を明確に解明し立証することはできず、健康でまだ若い男性がどのようにして海で亡くなったのかを正確に説明できていない。

屏東県検察庁はまた、スプリヤント氏とウリ・ムスリヒン氏の死亡について司法調査を行った。彼らの見解では、映像の音声の翻訳が不完全であったため、最初の調査ではいくつかの証拠を却下したと思われる。検察庁は、インドネシア語の通訳者は、船上での音声録音で話された中部ジャワ州の方言に不慣れだったと主張した。これは、行動を起こさなかった理由としては説得力に欠ける。



上：船舶登録書 © 匿名

乗船していた技術乗組員によってスプリヤント氏が負傷し虐待され、歩くことができなかったという疑惑を示すいくつかの重要な文言が翻訳されていなかった<sup>64</sup>。それにもかかわらず、検察庁の取り調べでは2人が亡くなったのは事故であり、殺人または不正行為の疑いはないと判断された。

屏東県検察庁は、監察院の報告でも明らかなように、事件を正確に取り調べることに失敗した。

インドネシアのスプリヤント氏の家族と宜蘭移民漁民協会が調査の質とそれに続く所見に深刻な懸念を表明したとき、スプリヤント氏の死亡調査は、最終的には監察院により再検討されることになった。

## 監察院、漁業署の調査を酷評する

2016年10月5日に監察院によって是正措置の文書が発表された。同取締官の文書は、漁業署の調査を極めて厳しく批判し、漁業署が外国人乗組員の雇用管理で「重大な過失」を犯しており、国連の経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約での重大な違反があった<sup>65</sup>ことを発見し、台湾の国家としての信頼を大きく損なうものであるとしている<sup>66</sup>。

監察院による是正措置の文書の所見は以下の通りである<sup>67</sup>。

### 雇用契約および斡旋における搾取

1. スプリヤント氏は二つの雇用契約を結んでいた。台湾の人材紹介会社であるジン・ホン・カンパニー(Jin Hong Company)により署名された方の契約が当局に提出された。インドネシアの人材紹介者が署名した第2の契約が「実際に履行する」ものであった。
2. 「実際に履行された」契約には、営業費負担をスプリヤント氏へ移転していたり、(雇用)違反に対する家族の責任を求めるなど、不適切な条件が含まれていた。この契約では、一日の労働時間を16時間と規定している。これらの条件は、「外国人乗組員の労働基本権の重大な侵害」である。
3. 漁業署は、スプリヤント氏が二つの契約を結んでいることに気づかず、両方の人材紹介会社を監督・監視できていなかった。漁業署はまた、責めを負うべき人材紹介会社を許可機関のリストから除外しなかった。

### 漁業労働者への不払いあるいは過小支払い

4. フー・ツイ・チュン号は、漁業労働者の賃金を不当に減らしていた。これに対し、漁業署は何の措置もとらなかった。実際、漁業署は調査するまで不適切であることに気づいていなかった。極めて低賃金であったため、

乗組員は「重大な権利侵害を被った」。

5. 漁業署は、執行罰を科し、船舶の漁業許可証と乗組員の操業許可証を取り消したが、補償の支払いを監督することができなかった点が怠慢であった。

#### 過度の長時間労働、医療の欠如、死因

6. スプリヤント氏は「漁船フォー・ツイ・チュン号で虐待を受けた」後に亡くなっている。
7. 家族は当初、スプリヤント氏の給料の支払いを受けたが、検死官が病気のために死亡したと見なしたため、死亡保険や死亡補償金は支払われなかった。

#### スプリヤント氏は新たな強制労働の被害者であったのか？

「強制労働とは、あるものが何らかの処罰の脅威のもとに強要され、当該者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務として定義される<sup>68</sup>」。

グリーンピースは、スプリヤント氏の事件を詳細に検証し、監察院<sup>60</sup>による是正措置の文書をさらに分析し、スプリヤント氏が受けた虐待に加えて、その他の強制労働の存在を指し示す以下のような事象が該当する可能性があることを明らかにした。例えば、以下の通りである。

- ・ 不正な斡旋
- ・ 搾取
- ・ 身体的虐待、暴力
- ・ 孤独な状態
- ・ 過酷な労働条件
- ・ 虐待に等しい生活条件

この事件のより厄介な特徴の一つは、スプリヤント氏が受けた虐待が漁業署によって見落とされたことが明らかである点だ。1 カ月の間に船で 2 人が死亡し、深刻な身体的虐待を示唆する多くの証拠、強制労働の疑いがあったが、台湾当局は死亡者、船主、および乗組員を当該の船舶に斡旋した人材紹介会社を適切に取り調べなかった。

監察院は、以下の三つの重要な点で漁業署を批判した。

1. スプリヤント氏が不適切かつ不平等な労働条件で労働契約を結んだことを証明することができなかった。
2. 関係する人材紹介会社の役割を審査・尋問しなかった。
3. 適切な取り調べを実施しなかった。

当取締役官は現在、漁業署に再検討とさらなる行動を求めてこの事件を付託しているが、漁業署によって検討さ

れるべき要因または問題として強制労働や人身売買に関する具体的な認識や言及はない。スプリヤント氏の死につながる出来事、仕事の斡旋から死亡まで関与し責任を持つ人物や代理人は、全面的に調査され、事実を解明されなければならない。

## 暴力の物語——フーチュン 61 号

2016 年 5 月 7 日、バヌアツ籍の延縄漁船であるフーチュン 61 号(和春 61 号、英名:Tunago No. 61)は台湾の高雄港を出港し、中部太平洋の漁場に向かった。28 名の乗組員には、6 名のベトナム人、7 名のフィリピン人、13 名のインドネシア人が含まれていた。漁船の船長は中国本土出身のチー・ティン・グオン(Xie Dingrong、谢丁荣)で、漁船の所有主は台湾企業である<sup>70</sup>。

9 月 7 日の夜、漁船はイースター島とフィジーの間の公海にあった。インドネシア人乗組員 6 名が船長室に侵入し、船長を襲って殺害した。翌日、機関長が台湾にいる船主に船長の死亡を報告した。その後、漁船はフィジーまで航海を続けた。フィジーの警察から事情聴取を受けた乗組員 6 名は、船長の殺人に関与したことを認めた。

6 名のインドネシア人は 2017 年の初めにバヌアツに引き渡され、そこで後にバヌアツで船長の殺人について罪を認めた。バヌアツ最高裁判所は、最低限 9 年間の仮釈放なし期間を含む 18 年の禁錮刑を宣告し、仮釈放の資格が得られれば、後半の 9 年間の刑期を務めるためにインドネシアに送還できると勧告した。

最高裁判所の判決文の分析から<sup>71</sup>、船長の死に至る直前までを含め、長期にわたって 6 名の乗組員が船長から差別、酷使、ならびに言葉による虐待や身体的虐待を受けていたことを示す証拠が、判決の軽減事由だったことがわかる。裁判所は、酷使と虐待を認めているにもかかわらず、それは挑発に対する防衛には相当せず、むしろ船上で何が起こったのかについて若干の説明を加えるものだと判断した<sup>72</sup>。

### 現在の状況

グリーンピースの調査員が漁船の移動ならびに過去の出来事を分析したところ、フーチュン 61 号では、過去にも出稼ぎ乗組員に対する激しい虐待について報告があったことが判明した<sup>73</sup>。船長の死に至る出来事を理解するために、グリーンピースの調査員はバヌアツに行き、現在エファアテ島で服役中の 6 名の乗組員の聞き取り調査を行った。

聞き取り調査から描き出されたのは、フーチュン 61 号の船上での非人道的な労働生活環境と、船長の殺人に至るまでの数カ月間に乗組員が受けた虐待だった。聞き取り調査を受けた 6 名は皆、虐待による精神的ショックを受けているようであり、航海中の数カ月に船長が行った執拗で暴力的な行為について、驚くほどに類似する話をした。

6 回の聞き取り調査から、漁船乗組員は以下の状況にさらされていたことが明らかになった。

- ・ 激しい身体的虐待(棒のむちまで使った多様な暴行など)
- ・ 極度の睡眠剥奪
- ・ 恒常的な言葉による虐待
- ・ (イスラム教に反する)豚肉の強要など、不十分で不適當な食事
- ・ 船長が殺害される前夜に、乗組員のうちの 1 人を殺すという脅し
- ・ 継続できないほどの長時間労働(平均で 1 日 20 時間労働)

6 名は、自分たちのパスポートは船長が保持しており、事前に署名した契約書に基づく賃金も支払われていなかった、と話した。



上:フォーチュン 61 号の乗組員 ©Dan Salmon

以降のページでは、投獄されている乗組員数名から聞き取った内容の一部を紹介する。引用は翻訳であり、不快な内容や読みにくい文章もあるかもしれない。

「私はただ仕事をしたかっただけなのです。ある日、事故が起きました。けがをしたのです。

釣針で切り傷ができて、傷口が裂けてしまいました。

その時はまだ、腹を立ててはいませんでした。ちょっとした事故でしたから。

その後、船長が起きてきたら、どうしたのか分からないのですが、人が変わってしまったのです。

船長は……『警報』……『ビー、ビー』と言い……そうすると私たちは起きなくてはなりません。

まだ寝ていたり、食べていたり、何かほかのことをしていたら、ぐずぐずしないで家に帰れと。

船長がなんでそんな風だったのか理解できません。

ある日、私は何も間違ったことはしていないのに、船長は私たちの船室に来て、部屋にいた全員を蹴りました。

船室に来て、室内にいた者をみんな蹴り始めたのです。

毎晩、時には1時間しか眠ることができませんでした。船長は『ここにいる』と言います。

私は周りを見渡して、何か問題があれば報告しなければなりません。でも私は泣きました。

1時間しか眠れないのです。家に帰りたかった。人道的な扱いではありません。



食べ物については、私たちは皆イスラム教徒なので、

豚肉を口にすることは許されません。

でも食事はいつも豚肉でした。でもほかに選択肢はありません。

豚肉を食べなければ、また働く体力や気力がわいてきませんでした。

ある日、乗組員の1人が釣針でけがをしました。

ほかの者たちは、彼は休む必要があると言ったのですが、

彼は働き続けなければなりません。

けがをしたのは午後だったのですが、

真夜中にもまた仕事を強いられました。

上: フォーチュン 61 号の乗組員 ©Dan Salmon

勤務時間中にたまに休憩したり眠ったりすると、いつでも船長は勤務時間を変更するのです。

体調を崩して、身体に力が入らないときでも、船長は私たちに働くことを強要しました。『ばかやろう、働け!』と。

私は船長に薬がほしいと言いましたが、それでも船長は仕事を続けろと言って、私の頭を平手打ちにしました。

船長は、おまえ、二度と薬なんか頼みに来るな、と言いました。そして私を蹴りました。

船長は『もう一度、薬がほしいと言いに来たら殺すぞ』とも言いました。」

「私は縄を巻き上げるのを担当しています。  
15 時間くらい、何の保護具も付けずに波に打たれながら、  
船の端に立っていませんでした。  
その後に、縄のもつれをほどく仕事に移るのです。

天候が悪くなったり大波が来たりするので、  
たくさんの糸と縄が絡み合います。  
あまりにも大量にあって、応援もなく 2 人だけで作業していたので、  
途方に暮れていました。



上: フォーチュン 61 号の乗組員 ©Dan Salmon

船長が来て私を二度、平手で打ちました。私は言葉も出さず、自分が悪いのだろうと思いました。  
でもどうして虐待をする必要があるのでしょうか。でも私は前向きに考えました。

あるとき、私は魚を大きな船に転載しました。  
冷凍庫の上で作業をしていたら、船長が冷凍庫の中で作業をするように言いました。  
私はそれを拒みました。すると船長は凍った魚を私に投げつけました。  
私は素早く身をかわしましたが、魚が右足に当たってけがをしました。

その後 2 日間にわたって魚の転載作業を行いました。  
たった 4 時間休んだ後にディーゼル燃料を入れました。  
燃料を入れた後に歩いていたら、船長が、夕方には餌を設置しなくてはならないと言いました。」

「ただ怒られたり、口汚くののしられたりするだけなら、たいしたことではありません。  
でも、ほうきでたたかれたり、急いで食べなくてはならなかったり、蹴って起こされたり、頻繁に頭を殴られたり、  
平手打ちにされたり、それも一度や二度ではなく、何度も、3~4 カ月も続いたので、苦しみ悩んだのです。  
船長のふるまいは、何度も口汚くののしられたり、たたかれたりしなくても、  
自分にとって良いものではありません。

下: フォーチュン 61 号の乗組員 ©Dan Salmon



今回だけではないのです。以前、2014 年に南アフリカに行きました。漁船も会社も違いましたが、  
同じインドネシア出身の仲間と私は、  
働いただけでなく、ひどく苦しめられました。

私だけでなく、西ジャワ州ガルットやチアンジュール、中部ジャワ州テガル出身の友人たちも。そのうち3人は船長にビームブロックで殴られました。ささいなことが理由で尻をたたかれたのです。

船で働くのは初めてでした。何もしていないのにひどく苦しめられ、そうしたことをただ耐えて、次の停泊地を待つばかりでした。

その時の船長は、私たちを頻繁にたたきただけではありませんでした。

11カ月働いていた男がいたのですが、腕が炎症を起こし潰瘍ができて膨れあがり、長時間仕事をしなくてはならず風呂に入る空き時間がほとんどないために、足にもおできができていました。

本当に眠くて、毎日が作業、睡眠、食事だけの生活でした。」



上：フォーチュン 61 号の乗組員 ©Dan Salmon

「漁獲した魚を食べることさえも禁止されていました。豚肉しか食べませんでした。船長に強要されたのです。」

「起きるとすぐに、いつも竹の棒でたたかれました。食事をしている時、船長はいつも(私たちを)見ていて、食べ終えるまでに5分しか与えられませんでした。……仕事中に、インドネシア人の乗組員が休憩しているのを見ると、船長はカッとして殴ったり、何か暴力的なことをしたりしました。」

下：フォーチュン 61 号からグリーンピース宛ての書状

「9月の6日と7日、状況はさらにひどくなってきました。私は何キロもの魚を投げ終えました。何キロじゃない、何トンも……よく覚えていません。その作業を5時間、冷凍庫の中で行ったのです。休憩時間は食事の時だけでした。(9月)7日には、本当に家に帰りたと思いました。」

## イアン・グッドウィン博士の分析

グリーンピースは、聞き取り調査の書き起こしを法精神医学者のイアン・グッドウィン博士<sup>74</sup>に送り、航海中に乗組員が体験したことの特質が、彼らの犯罪行為に関連するとしたら、それはどういった特質なのかについて、助言を求めた。この事件についての博士の意見は参考になるものだ。

「聞き取り調査を受けた者たちが述べた生活環境と労働環境は、  
明らかに彼らの精神的健康に重大な影響を与えたと思われる。

具体的に言えば、彼らは相当な疲労状態にあり、睡眠を剥奪され、不十分な食事しか与えられていなかった。」

「法医学的視点から見ると、船長の殺害を取り巻く状況は、挑発と限定責任能力の両方について  
問題を提起する。それは、この航海のために船上で過ごした数カ月間に、  
彼らが受けた虐待の長期的かつ過激な性質によるものだ。」

聞き取り調査は、正当防衛の権利、挑発および限定責任能力にまつわる問題を提起しているが、船長の死に先立ち、フーチュン 61 号の船上では、強制労働の存在を指し示す以下のような事象があったことが示唆される。

1. 弱い立場の者に対する虐待
2. 詐欺行為
3. 身体的虐待
4. 隔離
5. 威嚇と脅迫
6. 虐待を伴う労働環境
7. 身分証明書類の保持
8. 過度の超過勤務

こうした状況を示す事象が見られたにもかかわらず、台湾は、船長の死に至るまでの数カ月間、台湾企業が所有するフーチュン 61 号に乗船していた乗組員の採用や就職斡旋、処遇について、正式な調査を一切行わなかったようである。

下: バヌアツの刑務所(バヌアツ ポートビラ) © Dan Salmon



## 台湾の漁業界に、強制労働の未調査事例がまた一つ？

グリーンピースは、フーチュン 61 号がバヌアツ船籍であることを口実に、台湾当局が同船にからむ犯罪の可能性についての調査や摘発を避けていることを懸念する。採用手続きのかなりの部分が台湾で実施され管理されていたことは明らかである。便宜置籍を活用している台湾の延縄漁船の規模を考えれば<sup>75</sup>、これは、便宜置籍船の利用によって、台湾は、航海中の自国民や自国の企業の行動に関する責任を回避できているのではないかという悩ましい問題を提起する。フーチュン 61 号のいたましい事件では、台湾漁業署は、外見上は台湾人が所有する延縄漁船の船上でまた起きた深刻な搾取にしか見えない事件について積極的な調査・摘発を怠ったのであり、そのために米合衆国の人身取引被害者保護法 (TVPA) による最低基準を、またしても満たさなかったのは明らかである。

## FCF とのつながり

大手水産会社 Fong Chun Formosa Fisher Company Ltd (豊群股份有限公司) (FCF) のウェブサイトでは、自社のサプライチェーンに搾取と人権のリスクがあることを認めている。「FCF 社会的説明責任プロジェクト」では、同社の仕入れ元となる漁船における児童労働、強制労働やその他の虐待を禁じている<sup>76</sup>。

しかし、社会的説明責任プロジェクトの適用は、同社の巻き網漁船に限定される。人権無視の行為や虐待にさらされる労働は延縄漁船に集中しているように見受けられるが、延縄漁船については説明責任プロジェクトも行動規範もない。

グリーンピースは、FCF がこうした「汚れた」漁船からマグロを受け入れている、故にこれを販売しているリスクがあるかを確かめるために、第 2 章で 3 隻の延縄漁船の事件を考察した。

下: 延縄漁船の舷側に当たって砕ける波 © Mark Smith / Greenpeace



## FCF はジャイアント・オーシャンの漁船と取引をしたか？

搾取や強制労働、人身取引の犠牲者による漁船の識別は、漁業労働者が文字を読めないことや、漁船のマークの言語、被害者の記憶力などの理由でうまくいかない場合が多い<sup>77</sup>。それにもかかわらず、ジャイアント・オーシャンの被害者の約 3 分の 1 は、搭乗していた船の名前を言うことができた。

グリーンピースの調査員は、FCF およびその子会社 FCN インターナショナルと、ジャイアント・オーシャンの事件に関与した漁船との協力関係について、詳細に記した取引記録をいくつか発見している。分析は、有罪判決に至る出来事とその判決(2014 年まで)と、ジャイアント・オーシャン株主の有罪判決後の期間(2016~17 年)の二部に分かれている。記録によれば FCF とその子会社は、ジャイアント・オーシャンの株主が摘発される前に、人身売買組織に関係する漁船から魚を買い付けていた。また、少なくとも 1 隻は、カンボジアでの告訴の後にも FCF に魚を供給し続けていた。

ジャイアント・オーシャンの漁船のうち FCF と取引関係があったのは、ウェイチン号(威慶号、英名:Wei Ching)とシンロン 216 号(信隆 216 号、英名:Shin Lung 216)である<sup>78</sup>。

2016 年と 2017 年の記録の分析から、グリーンピースはウェイチン号が FCF もしくは FCN インターナショナルを介して日本に魚を販売し続けたことを見いだした。

## FCF はフォーチュン 61 号と取引を行っていたのか？

グリーンピースは、船長チー・ティン・グオン(Xie Dingrong、谢丁荣)が死亡した航海を含めて、フォーチュン 61 号と FCF とのつながりを確認した。船長の死のわずか数日前に、フォーチュン 61 号(和春 61 号、英名:Tunago No. 61)は台湾企業が所有するパナマ船籍の漁獲物運搬船であるシン・フォーチュン 102 号(新和春 102 号、英名:Shin Ho Chun No. 102)に洋上転載している。

グリーンピースは、FCF がシン・フォーチュン 102 号ならびにその姉妹船であるシン・フォーチュン 101 号(新和春 101 号、英名:Shin Ho Chun No. 101)と取引をしたことを裏付ける記録を発見した。FCF はグリーンピースに対し、この 2 隻と取引があるという事実を認めており、これは FCF とこのいたましい事件とのつながりを裏付けるものである。

## FCF はフー・ツイ・チュン号と取引を行っていたのか？

グリーンピースは、FCF とスプリヤント氏が死亡した漁船とのつながりを示す証拠を見つけることはできなかった。FCF は、フー・ツイ・チュン号(福賜群号、英名:Fu Tsz Chiun)が自社のサプライヤーの 1 つであったかどうかについてのグリーンピースの質問を無視した。

## 結論

2017年の米国人身取引報告書(通称 TIP レポート)に若干の改善が記載されているにもかかわらず、本章で概説した証拠は、漁業界における現代奴隷、強制労働ならびに虐待にさらされる労働に対処する台湾の取り組みが、とても効果的とは言えないことを示している。台湾は、2012年台湾人身売買防止法の下での現存の法的義務も、米国の2000年人身取引被害者保護法(TVPA)などに規定される、より厳しい国際基準やベンチマークも満たしていない<sup>79</sup>。

ジャイアント・オーシャンの事件では、有罪判決を受けた人身売買仲介人は、台湾漁船での職に就いた何百人とは言わないまでも何十人も的人身売買の被害者について責任があるにもかかわらず、台湾漁船への出稼ぎ乗組員の採用活動から利益を得続けることが許されている。台湾は、この実にひどい人身売買の問題を「面倒で難しい問題」という部類に入れてしまったらしい。

フーチュン 61 号の事件にもスプリヤント氏の事件にも、暴力と搾取を示す明白な事象が見られ、強制労働にまつわる答えの出ていない疑問がある。それにもかかわらず、台湾当局がこの事実に対処する実質的な方策を講じていないのは明らかである。その上、台湾漁船への乗組員の斡旋に関与した者たちは、台湾当局から十分な監視を受けているようには見えない。

FCF とつながりのある漁船が、人身売買された労働者を従事させていたことの証明は、世界各国の主要な水産物小売業者にとって警鐘となるべきだ。FCF は、チキン・オブ・ザ・シー、バンブル・ビー、プリンセス、フリンサ、シー・バリューといった世界の水産物ブランドの主要なサプライヤーである<sup>80</sup>。FCF のサプライチェーンが人権侵害に染まっているとしたら、「汚れた」水産物がアジアや欧米の寿司店や家庭の食卓に出回っていることに、疑いの余地はほとんどない。

FCF が延縄漁船における出稼ぎ乗組員の処遇基準に関して明らかに沈黙しているのは甚だしい欠陥であり、緊急に対処する必要がある。ほとんど目に留まることなく操業している台湾の延縄漁船は何百隻もあり、きちんと監視し規制しない限り、虐待は抑制されないまま続くことになる。

## 第3章 濁った海：海上の悲劇の組織的要因

本章では、台湾の遠洋漁業で人権侵害（および IUU 漁業）の蔓延を引き起こす主な要因を探る。2017 年の間、グリーンピースは主にマグロの延縄漁船の出稼ぎ労働者から度々報告を受けた。不衛生な生活環境で長時間労働を強いられ、報酬は最低賃金を大幅に下回り、幹部乗組員から暴言や身体的虐待を受けていたという<sup>81</sup>。台湾の NGO の職員も出稼ぎ乗組員と協力し、台湾漁船上で現に起こっている問題を告発している<sup>82</sup>。

上記の報告や第2章の調査内容も含め、労働搾取がはびこる台湾の遠洋延縄漁船の状況を裏付ける証拠は十分に揃っており、台湾政府、規制機関、そして水産業界が果たしている役割について重大な懸念が生じる。これらの主な当事者は、出稼ぎ労働者からの搾取の上に成り立つ低コストの水産業を許容し、意図せず助長しているのか？

本章の前半では、労働虐待のなくなる台湾の漁業規制システムが抱える構造的およびガバナンス上の問題を以下の三つの軸に沿って考察する。

**手ぬるい規制機関：**台湾の主要な規制機関は、法律や規則に違反した者に対する調査や制裁を適切に行わず、出稼ぎ労働者を見捨てている。処罰したとしても軽微で不十分な場合が多く、さらなる違反を抑制するほどの効力を持たない。

**一貫性を欠く法律、施行の不徹底：**複雑または曖昧な法律を制定すると、法の網をくぐり抜けて違反を犯す者が現れる。特殊な台湾の外交状況、海上の複雑な裁判管轄問題、便宜置籍船やオフショア会社の利用に伴い生じる混乱などが要因となり、法律を取り巻く事情は錯綜する。

**人材紹介会社と漁民協会の役割：**台湾の仲介人を含む外国拠点の業者に人材供給を委託している事態も法的な不確定性が生じる要因となっており、乗組員や規制機関を混乱に巻き込んでいる。さらに、漁民協会のような代理規制機関は基本的に利益相反にさらされている。同機関は職業を紹介する役目を担っており、したがって本来は労働者の権利の尊重を確保する責任があるはずだが、一方では台湾漁業界の金銭的利益を代表している。

後半では、第2章の事例にも関連のある、ダミー会社、便宜置籍船、人材紹介会社、洋上転載などの仕組みの利用により、個人や企業がいかに説明責任を逃れているかを詳細に論じる。

説明責任を十分果たすためには、誰が魚を獲り、どこに供給され、どこで販売されるのかについて透明性がなければならぬ。しかし、現在の状況により業界で緊急に必要とされる透明性の確保は難しくなっている。

## 行政的要因

### 手ぬるい規制機関

台湾漁業署は農業委員会の一部局で、台湾内外の漁業に関するあらゆる問題に責任を持つ規制機関である。台湾が所有、操業する漁船に乗り込む外国人乗組員の雇用に対する監査も、同機関の責任のうちに含まれる。その絶大な権力や資本があれば、収益性の高い台湾の水産業界も効果的に監視、統制できるはずである。しかし漁業署は、この重要な機能を果たしていない。

スプリヤント氏とジャイアント・オーシャンの事件により、台湾の遠洋漁船の管理に関する根本的な問題が明らかになり、漁業署には台湾籍の漁船上の出稼ぎ乗組員を人身売買、強制労働、搾取などから守る能力があるのかという重大な疑問が生じた。

スプリヤント氏の事件での漁業署の怠慢は、監察院もまとめたように、出稼ぎの漁業労働者の権利や労働環境を守るという核心的な義務の不履行に該当する。スプリヤント氏の死後も、漁業署は、彼の雇用に関わった仲介業者<sup>83</sup>に対し何の監視も監督も行わず、外国人乗組員の雇用を管理するという任務に関して「重大な過失」だった。

本レポートも含めた近年のレポート<sup>84</sup>では、ジャイアント・オーシャンの事件で顕著に表れた人権や労働基本権の侵害が、台湾の遠洋漁船に蔓延している事態が指摘されている。本件で規制措置が講じられなかったのは、漁業署が依然として、人身売買の罪で有罪判決を受けた人材紹介会社が台湾内で同様の業務に従事している状況を認めていることから一層際立って見える。こうした人材紹介会社の認可は、漁業署が台湾漁船上で働く外国人乗組員を保護する任務を果たしていない一例であり、台湾の規制機関がこれらの諸問題を黙認していることを示す。

遠洋漁船操業者は、乗組員を直接雇用することもできるが、漁業署の認可を受けた仲介業者を介することもできる<sup>85, 86</sup>。漁業署が有罪判決を受けた人身売買組織ジャイアント・オーシャンによる乗組員の雇用を認可していたという事実は、監視の欠如や黙認の態度を縮図的に示している。

フーチュン 61 号の事件についても、漁船上での暴力や脅迫について法的資料があり、漁船の所有権に関する台湾との強いつながりがあったにもかかわらず、漁業署による船上の労働環境に関する調査は皆無だった。関係者には台湾人も含まれており、フーチュン 61 号の旗国がバヌアツだったという事実があっても、台湾当局は責任を免れられない。フーチュン 61 号上の乗組員の保護が問題になったのは、これが初めてではない。台湾が全く調査を行わないのは問題である。

## 一貫性を欠く法律、施行の不徹底

国際的批判や欧州連合のイエローカードによる政治的圧力を受け、台湾は2016年、遠洋漁業の運営に関する法改正に向けた動きを開始した<sup>87, 88</sup>。法改正の焦点は、問題の多い漁業慣行や漁船の管理統制で、IUU漁業対策に主眼を置いた<sup>89</sup>。



上: 前鎮港で水揚げされるキハダマグロ(高雄市) © Paul Hilton / Greenpeace

遠洋漁業条例が可決され、農業委員会は2017年初頭、「国外で外国籍の乗組員を雇用する場合の許可と管理に関する規定(以下、同規定)」を制定した<sup>90</sup>。同規定では人材仲介業者や漁船操業者に対する特定の条項が定められ、乗組員からの深刻な搾取を根絶する方針だった。この新たな規定<sup>91</sup>は、漁業署が、陸上、海上にかかわらず台湾内で起こる人身売買や労働基本権の侵害を点検、調査するとしている<sup>92</sup>。

ところが、同規定と国際労働機関の定める漁業労働条約(ILO第188号)との間には著しい隔たりがある。休日が多く、賃金差し引き<sup>93</sup>が行われる可能性があり、台湾労働基準法の規定を下回る最低賃金のままといった問題があるとともに、効果的な監視・監督を実施するための仕組みはない。台湾の法律のもとで、出稼ぎの漁業労働者と、台湾の漁船操業者または漁業署が認可した人材紹介会社との間で、公平な労働条件の雇用契約が交わされるべきだ。

しかし、出稼ぎ乗組員数名に対しグリーンピースが行った聞き取り調査によると、雇用契約は外国の仲介業者との間でのみ交わされ、台湾企業との間では、彼らの知る限り契約は交わされなかったという<sup>94</sup>。

## 人材紹介会社の存在と漁民協会の役割——利益相反か？

世界的にも、人材紹介会社が海上での人権侵害を引き起こしていることはよく報じられており、学術機関や報道機関、法執行機関なども大きな関心を寄せてきた。特に台湾では事態は深刻だ。というのも、台湾の遠洋漁船の規模は大きく、台湾人労働者は漁業の道に入りたがらないためだ。

強制労働や人身売買の複雑な問題に関するこれまでの調査や研究で論点とされるのは、人材を供給する側の問題であることが多い。世界全体ではなく、東南アジアなどの地域に焦点が当てられる傾向にある。需要側の法的枠組みや問題の要因が注目されることはこれまでかなり少なく、特に台湾は、おそらく先進国として知られているためであろう。

第 1 章で述べたように、台湾の破綻したビジネスモデルは、複数の強力な要因により雇用主や漁船操業者が弱い立場の出稼ぎ労働者から搾取する環境を生み出している。遠洋漁船操業者は、乗組員を直接雇用することも、漁業署の認可のもとで外国人乗組員を雇用する仲介業者に委託することもできる<sup>95</sup>。

雇用経路をますます混乱させているのが「漁民協会」だ。大きな権力を持つ同組織は、出稼ぎ乗組員の雇用に関し重大な役割を担うとともに、規制機関としての任務やそれに伴う責任を持つ。この二面性は利益相反を起こしている。漁民協会は、政府の規制機能の補完を委任されている一方で<sup>96</sup>、同時に水産業界の商業的利益を代表してもいるのだ。これらの二重の役割の優先順位を漁民協会がどのように決めているかは定かではないが、違反した遠洋漁船操業者の告発や制裁措置が必要でも、それを実行すると業界自体の(金銭的)利益に反することもあるだろう。

第 2 章で取り上げた三つの事例から、人材紹介会社の役割や漁民協会の関与に重大な疑問が生じる。これらの業者や組織は、搾取の起こる漁船に出稼ぎ労働者を送り込むのだ。政府の規制機関である漁民協会が、有罪判決を受けた人身売買組織ジャイアント・オーシャンの仲介人による乗組員の雇用を現在も認可している事態は、台湾政府の重大な人権侵害を黙認するという問題行為の表れである。

### 台湾漁民協会

漁民協会は通常、漁業労働者に加え、船主や水産会社代表らにより構成されている。行政区や漁場により支部が分かれている。協会は、専門事業体と漁業共同体の特徴を併せ持つ。現在、台湾には 40 部局(全国: 1、地方: 39)があり、台湾全体で 42 万人の会員がいる<sup>97</sup>。

## 透明性を欠くサプライチェーン

台湾の漁業界での人身売買、強制労働、労働者搾取の加害者が真に責任を問われるか否かは、サプライチェーンの透明性に大いに左右される。国際刑事警察機構(インターポール)によると、世界の水産物サプライチェーンは収益性が高いと同時に複雑だ<sup>98</sup>。この複雑さこそが、業界関係者への責任追及を試みる規制機関や漁業界を監視する者たちを困惑させている。漁船や企業の所有権の構造を解明し、法的責任や賠償責任を問うのは容易ではなく、相当の資金と要員や調整、労力を要する。

悪事の隠蔽を企む者は、法的責任や義務をごまかすために様々な手段や仕組みを用いることができる。本章の後半では多用される三つの仕組み、すなわち、便宜置籍船、ダミー会社、洋上転載について論じる。これらの仕組みの利用は、第 2 章で概説した事例にもそれぞれ異なるレベルで関連している。残念ながら、これらの利用はまだ違法とはされていないが、現に海上で起こっている虐待を引き起こしているのは明らかであり、虐待の撲滅に本格的に取り組もうとすれば、こうした抜け道も綿密に調査しなければならない。

## 便宜置籍船

便宜置籍船とは、国際運輸労連の定義によると、船主の国籍とは異なる国の旗を掲げる船を指す。世界 35 国が自由登録を認めており、格安な船籍登録費用、漁業の監視や統制の緩さ、低い税金、労働規制の弱さなど、外国人船主にとっては魅力的な条件が提示されている<sup>99</sup>。

便宜置籍船の制度は、台湾の遠洋漁船に頻繁に利用される。台湾旗を掲げた大型船に加えて、相当な数の便宜置籍船を台湾事業者は所有している。これにより漁船操業者は、輸入割当制限の超過を回避でき、船舶数の減少も避けられる<sup>100</sup>。台湾の船主が漁船を「よそ」で登録するのによく使うのは、バヌアツ、パナマ、セーシェルなどの国だ。

国際法のもとでは、各国が自国で登録された船舶に自国の国籍を付与する権利を有する<sup>101</sup>。しかし、その核心にあるのは、国籍国と船舶の間に「真正な関係が存在しなければならない」という基準だ<sup>102</sup>。「真正な関係」の意味が曖昧で多様な解釈の余地があるというだけでなく<sup>103</sup>、便宜置籍船の利用により、搾取、強制労働、人身売買や殺人でさえもその調査に重大な影響が生じる。

フォーチュン 61 号上の船長殺害に関する調査に関心を寄せる多くの国々が、法的、外交的、金銭的利害関係がいかにか大きく、また対立し複雑になりうるかを指摘している。この事例では、フォーチュン 61 号の旗国であるバヌアツが立法管轄権(労働法の立法権)および執行管轄権(犯罪の調査および起訴)を有している<sup>104</sup>。被告人、船長の遺族、バヌアツ国民に対する、フィジー、インドネシア、中国本土、台湾の役割や責任の多くは、あまり明確にされていない。

フォーチュン 61 号の事件で、便宜置籍船での労働に潜む危険性が明るみに出た。服役中の乗組員の陳述から、乗組員の雇用や海上での待遇、漁船操業のあり方などについて調査を行う責任は誰にあるのかという重大な疑問が生じる。台湾の船がバヌアツを旗国に選択したからといって、台湾は無罪になりうるのか。バヌアツはどうかすれば台湾の企業に対し適切に取り調べを行い、制裁を加えることができたのだろうか。

図 4 フォーチュン 61 号の九つの国籍

船舶	乗組員	漁場	調査国	船主	魚の供給
旗国はバヌアツ。台湾高雄市から出港。	インドネシア人 13 名、ベトナム人 6 名、フィリピン人 7 名、中国人 2 名(船長と機関長)	国際ノ公海	フィジー。バヌアツで裁判手続き。	台湾人	冷蔵運搬船シン・フォーチュン 102 号(新和春 102 号、英名:Shin Ho Chun No. 102)に洋上転載(パナマ籍。和春水産有限公司の所有船)

## ダミー会社

フーチュン 61 号を所有する漁船操業者も含め、多くの企業が外国の子会社をダミー会社として悪用している。便宜置籍船と組み合わせれば船主を割り出せなくなる場合も多く、それを狙う者に匿名性のヴェールを提供することになりかねない。

自由登録を認めている国であっても、通常、その国の国籍を有する者または国内で登記された法人が所有する船舶でなければ、船籍を置くことができない<sup>105</sup>。つまり外国企業が便宜置籍船の制度のもとで船舶を登録するには、置籍国で会社を設立する必要がある。これが、便宜置籍船の利用に伴い外国でダミー会社が生まれる環境を形成している<sup>106</sup>。

ダミー会社の設立自体は違法行為ではないものの、脱税、マネーロンダリング、詐欺などの違法行為と結びついている場合が多い<sup>107、108、109</sup>。一因としては、ダミー会社を所有、統率し利益にあずかる人物を特定しにくいことがある。

調査の一環としてグリーンピースは、本レポートで取り上げた虐待事件に関係のある企業や船主、人材紹介会社、海産物供給会社などの事務所を訪ねようと試みた。そのうちのほとんどは、船舶登記簿、契約書、会社登記簿やその他公的書類、公開資料を幾重にも辿らなければ所在地を見つけることができなかった。いずれも実質的な所有者を見つけるのは困難で、全く知りえない場合もあった。この問題は、世界の漁業で決して今に始まったことではないが、台湾の漁業界ではことさら深刻化している。

2016 年にフーチュン 61 号の事件が起こったとき、同漁船を所有する和春水産有限公司 (Tunago Shipping) 代表ロー・シェイ・チー (Lo Shieh Chih、羅世傑) の事務所は、中西部太平洋まぐろ類委員会のサイト上では、台湾高雄市内の水産業者用大型ビルの中にあるとされていた。その後フーチュン 61 号の登録住所は、バナアツのポートビラの中心街に立つインターナショナル・ビルディングの中にある私書箱に移された<sup>110</sup>。



しかし 2018 年初頭には同ビルに入居者はなく、「ヨーロッパ信託会社」との表示が壁に残されたのみだった。和春水産有限公司の以前の事務所も、FCF やその他水産会社、立法院議員など多数がオフショア法人としている住所だった。

左：太平洋上の延縄漁船でマグロを獲る船員たち © Mark Smith / Greenpeace

## 洋上転載

洋上転載とは、港や海上で、漁獲物を漁船から冷蔵貨物船へと移し替える行為を指す。洋上転載をすれば小型漁船に燃料や物資を補給することができ、航海期間の延長も可能になる。その期間は、時には数年間にも及ぶ。延縄漁船で漁獲された魚は世界のサプライチェーンと主な市場に入り込むが、洋上転載を経ている場合も多い。

洋上転載を行うと漁獲物の出所があやふやになるため、IUU 漁業を促進する恐れがある<sup>111、112</sup>。人身売買などの人権侵害や密輸などの犯罪も、洋上転載で可能になる<sup>113、114、115</sup>。強制労働や人身売買の被害者の話によると、海上で船の中に拘束される状態が何年も続くこともあるという<sup>116、117、118</sup>。

デジタル監視システムを利用すれば世界の漁業を追跡できるツールを作ることでもでき、新たな洞察も得られる<sup>119</sup>。2018年初めに、スカイトゥルースがグローバル・フィッシング・ウォッチを用い、2012～2016年にあった220億件以上の船舶自動識別装置(AIS)の通信を分析した結果、漁船3隻と大型運搬船1隻との間に5,500回以上もの接近記録があった<sup>120</sup>。このデータは、洋上転載の疑いのある動きがあったことを示す。台湾籍の漁船は、そのうち8%を占める。この数値には、台湾が所有し操業する便宜置籍船は含まれていない。

グリーンピースでもグローバル・フィッシング・ウォッチを利用し、AISが残したフーチン61号の追跡データを分析した。その結果、同漁船が台湾高雄市を出発してから4カ月後に冷蔵船シン・フーチン102号(新和春102号、英名:Shin Ho Chun No. 102)と接近していたことがわかった。両船とも中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)により洋上転載の許可を受けていたが、洋上転載の仕組みは、主要市場のサプライチェーンに虐待された乗組員が捕った魚が紛れ込むことを決定づけるポイントになる。

パナマ籍のシン・フーチン102号は和春水産有限公司の所有船で、同社のビジネスモデルはマグロの延縄漁船からの洋上転載の上に成り立っている。グリーンピースの調査によると、和春水産有限公司の供給先は台湾の大手水産会社FCFにつながっている。すなわち、フーチン61号上での出来事は、FCFや同社の顧客のサプライチェーンにも密接に関係しているのである。



上:違法な洋上転載 © Pierre Gleizes / Greenpeace

FCFは洋上転載の支持者だ。海上で漁船と待ち合わせるための貨物船を30隻以上も所有しており、漁船と接近するための地点も数多く用意しているのだ<sup>121</sup>。

FCFはタイの缶詰工場に運ばれる巻き網漁獲物の洋上転載にも関与しており、フィジーのパフコ(英名:Pacific Fishing Company Ltd (PAFCO))に向けた延縄漁で獲れた魚の出荷手配も行なっている。さらに、漁業改善プロジェクト(FIP)のもとで、インド洋での延縄漁で獲れた魚をヨーロッパ市場に供給している可能性もある<sup>122、123</sup>。

## 見通しの悪いサプライチェーン

漁場、加工場、供給先の市場など、水産物のサプライチェーンには数多くの場所が関わっており、信じられないほど複雑になりうる<sup>124</sup>。多くの地域、国、企業がサプライチェーンでつながっており、たった一つの漁獲物も、海から市場まで多数の規制管轄や立法機関の認可が必要となりうる<sup>124</sup>。

人権保護には説明責任がカギとなる。企業の社会的責任だけでは不十分だ。世界のサプライチェーンのどの部分に関わっていても、企業は、その事業での人身売買や強制労働、労働搾取などの阻止に責任を持たなければならない。政府や規制機関が本章で述べた事態や仕組みの継続を認めている限り、FCFのような大手水産会社は、自社は労働者搾取に関与していないと断言し、世界のサプライチェーンから収益を上げ続けることになる。

業界全体に関わるこれらの中核課題が対処されない限り、業界は人権侵害や IUU 漁業の撲滅に口先だけで賛同し続けることになる。これは台湾の遠洋漁船を見れば明らかで、問題の証拠を突き付けられて法改正を行ったものの、台湾の漁業界を持続可能かつ合法的で人道的にするには、残された課題はまだ多い。

## 結論

世界には漁船や漁業会社が数多くあるが、台湾は間違いなく世界有数の漁業国である。漁業の管理に関する台湾政府の対応や怠慢は、台湾内外の何千もの人々の命や、地球上の水産資源の保全に影響を及ぼす。台湾が責任ある漁業方針や慣行を実施できず、世界中で有害かつ破壊的な漁船が活動しているため、台湾の国家としての信頼は大きく損なわれつつある。

漁業の持続可能性の観点では、EU は 2015 年 10 月、IUU 漁業規則の下で IUU 漁業対策に非協力的な第三国と特定される可能性があるとして勧告し、台湾は責任ある漁業を怠っている国の一つとされた。勧告から 2 年半が経ったが、台湾は、指摘された問題に対し全面的に取り組んでいない。

さらに本レポートでは、人権侵害に対しても台湾の過去 5 年間の効果的な取り組みは不十分であったという裏付けを示した。特に深刻な例としては、ジャイアント・オーシャンに属し有罪判決を受けた人身売買の仲介者が台湾政府の認可の下で依然として出稼ぎ乗組員を台湾の水産会社に斡旋し、利益を享受している。フォーチュン 61 号やスプリヤント氏の事件でも、台湾当局は詳細な取り調べを怠っている。

台湾漁船への乗組員の斡旋に関与した者たちは、台湾当局から十分な監視を受けているようには見えない。グリーンピースは、台湾の人身売買防止法を始めとして、台湾政府が自ら法律で制定した法的義務を果たしていないことに対し、ここに抗議する。また、米国の 2000 年人身取引被害者保護法で制定された条項も含め、国際基準も満たしていない。こうした重要事項に対処する政治的意思が台湾に欠如している事態は、問題である。

さらにグリーンピースは、本レポートで示した事例のうち 2 件で、世界的水産物貿易会社 FCF とこれらの事件とのつながりを発見した。虐待に関する世界の水産会社としての責任を明らかにし、世界の主要企業は労働搾取の上に成り立つビジネスモデルを取りやめるべきだと論じた。

FCF は、チキン・オブ・ザ・シー、バンブル・ビー、プリンセス、プリンサ、シー・バリューなど世界の水産物ブランドの主要なサプライヤーであり、FCF のサプライチェーンが人権侵害に染まっているとしたら、「汚れた」水産物がアジアや欧米の寿司店や家庭の食卓に出回っている可能性が高い。

## 提言

台湾は、本レポートなどで指摘された問題に対し、関連する事件が深刻であるにもかかわらず対処できず、欧州連合から IUU 漁業規則勧告を受けた後の取り組みも十分ではなかった。これは台湾の漁業を取り巻く環境に深く根ざした問題を物語っている。

何よりも初めに台湾政府は、自らが置かれている状況から一歩離れてみて漁業における優先事項についての考えを改めるべきだ。明らかな利益相反はないにしても、台湾では政府と水産業界の距離が近すぎるのは確かだ。

水産業界の改革は極めて必要であり、実行にあたり当事者全員の利益が反映されなければならない。漁業部門の労働者および健全な海洋環境に対する一般市民の権利を中心に据える必要がある。問題は業界の随所にまで蔓延しており、これらの権利を保障するには根本から改革を行なう必要がある。

IUU 漁業や人権侵害を引き起こす要因には共通点がある。政府による規制や統制が不十分なことや、過剰生産能力や過剰漁業に伴い生じるコスト削減の圧力などが、水産会社による違法行為、労働搾取、水産資源の枯渇に拍車をかけている。漁獲から食卓までの適正なトレーサビリティがなければ、また、商品に適切かつ詳細な情報が記載されていなければ、消費者はグローバルなフードサプライチェーンに潜む「汚れた」海産物を避けることができない。

最後に、台湾が早急に取り組むべきことを以下にまとめる<sup>125</sup>。

- ・ 持続可能性や人権保護を目的の中心に据え、漁業方針を根本から改革する。
- ・ 漁船の過剰操業を取りやめ、その廃止に向けた国際的な取り組みに参画する。例えば、地域漁業管理機関の取り組みや、持続可能な開発目標 (SDGs) 実現のための施策を導入するなど、特に過剰漁業や過剰生産、IUU 漁業などにつながる要因を根絶する。

- ・ 国際的な漁業に関する合意事項や制度に準拠し、それらを確実かつ効果的に実施する。
- ・ 水産業界での人身売買や労働者虐待を阻止すべく国内外の法律や国際基準に全面的に従う。調査に十分な資金と要員を確保し、人権侵害の訴えがあれば起訴する。漁業部門でのディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に関する国際労働基準法を批准、施行する。
- ・ 漁業管理規則全般について、可能な限り最善なモニタリング、規制、監視の手段を講じ、洋上転載を禁止するなど、あからさまな法律の抜け道には確実に対処する。
- ・ 消費者の商品の供給元を知る権利を保障し、市民社会が取り組みに参加できるように、サプライチェーンの完全な透明性やトレーサビリティの確保に向けた法律を制定、実施する。
- ・ 漁業関連の台湾企業は早急にビジネスモデルを見直し、業界にはびこる人権侵害や劣悪な労働環境を効果的に根絶する手段を講じなければならない。政府、規制機関、企業は、2017年にタイ・ユニオンが行ったサプライチェーンに内在する同様の問題に対するコミットメントにぜひ目を向けてもらいたい。

## 巻末注記

1. Environmental Justice Foundation. (2017, August 1). EJF in the field: Uncovering widespread slavery in Taiwan's fisheries. Retrieved from <https://ejfoundation.org/news-media/2017/ejf-in-the-field-uncovering-widespread-slavery-in-taiwans-fisheries>
2. Greenpeace. (2016). Turn the Tide. Human Rights Abuses and Illegal Fishing in Thailand's Overseas Fishing Industry.
3. Sutton, Trevor. (2018, Jan 8). Making Reform a Priority for Taiwan's Fishing Fleet. Center for America Progress. Retrieved from <https://www.americanprogress.org/issues/security/reports/2018/01/08/444622/making-reform-priority-taiwans-fishing-fleet/>
4. Greenpeace (2016). Made in Taiwan: Government Failure and Illegal, Abusive and Criminal Fisheries. Retrieved from <https://storage.googleapis.com/p4-production-content/international/wp-content/uploads/2016/04/1f3e47c1-taiwan-tuna-rpt-2016.pdf>
5. Ibid.
6. The European Union issues a "yellow card", or warning, where a country that exports fish to the EU needs need to take strong action to fight IUU fishing. Failure to take strong action risks being identified as a non-cooperating country, which brings "red card" sanctions.
7. European Commission - Press release (October 1, 2015) Fighting illegal fishing: Commission warns Taiwan and Comoros with yellow cards and welcomes reforms in Ghana and Papua New Guinea [europa.eu/rapid/press-release\\_IP-15-5736\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5736_en.htm)
8. United States Department of State. (2016). 2016 Trafficking in Persons Report, 361. Retrieved from <https://www.state.gov/documents/organization/258876.pdf>
9. United States Department of State. (2017). 2017 Trafficking in Persons Report. Retrieved from <https://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/>
10. United States Department of State (2017). Taiwan 2017 Human Rights Report. Retrieved from <https://www.state.gov/documents/organization/277363.pdf>
11. Stringer, C., Simmons, G., Coulston, D. and Whittaker, D.H., 2014. Not in New Zealand's waters, surely? Linking labour issues to GPNs. *Journal of Economic Geography*, 14(4), pp.739-758.
12. Stringer, C., Hughes, S., Whittaker, D.H., Haworth, N. and Simmons, G., 2016. Labour standards and regulation in global value chains: The case of the New Zealand Fishing Industry. *Environment and Planning A*, 48(10), pp.1910-1927. Retrieved from <http://journals.sagepub.com/doi/abs/10.1177/0308518X16652397>
13. Barrientos, S. (2013). Labour chains: analysing the role of labour contractors in global production

- networks. *Journal of Development Studies*, 49 (8), 1058–71, doi: 10.1080/0022 0388.2013.780040.
14. International Labour Organization. Forced Labour and Human Trafficking in Fisheries. Retrieved from <http://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/policy-areas/fisheries/lang--en/index.htm> (2018, May 3)
15. Undercurrent News.(2014). World's 100 Largest Seafood companies, 65.
16. Hong, Ling-Xiang (2018, April 19). FCF Dominate the World Seafood Supply Chain. *Wealth Magazine*, 553,72. 洪綾襄 (2018 年 4 月 19 日)。豐群水產海上供應鏈至霸全球。財訊, 553,72。
17. Ibid
18. FCF. Supply Chain Management. Retrieved from FCF English website <http://www.fcf.com.tw/zh/services/supply-chain-management/>. (2018, May 3).
19. Undercurrent News. (2014).World's 100 Largest Seafood companies, 65.
20. Dun & Bradstreet Int'l Ltd, Taiwan Branch. (2018). D&B Report, F.C.F. Fishery Co., Ltd. (2018, May 3)
21. A Greenpeace supply chain analysis has established FCF and FCN supply fish to the Japanese market, including サブライ, Toyo Reizo Co., Ltd (東洋冷蔵株式会社), Yashima Suisan Co., Ltd. (八洲水産株式会社), ITOCHU Corporation (伊藤忠), FCN, Kanetomo Co., Ltd (カネトモ), Nippon Suisan Kaisha, Ltd (日本水産), Marubun Suisan Kako (丸文水産株式会社).
22. Fishery Agency Press Release (2018, March 04). 臺灣採取行動持續改善遠洋外籍船員權益保障(Keep taking action to change and protect Distant Water Fishery Migrant Fisherman's working condition, translated name) . Retrieved from <https://www.fa.gov.tw/cht/NewsPaper/content.aspx?id=2467&chk=ab9d8e55-ef4b-4d8b-9821-d4d7e-912ca95&param=pn%3d1%26yy%3d2018%26mm%3d>
23. Ibid
24. Taiwan Fishery Agency official letter to Greenpeace. FOC list. (2018, March).
25. Lin, Yi-Jhen.(2017).關懷外籍船員,大家都是一家人 (Caring of migrant fisherman, everyone is from same family. Agriculture Policy & Review ,translated name). *Agriculture Policy & Review*,306. Retrieved from <https://www.coa.gov.tw/ws.php?id=2507996> 林宜貞(2017)。關懷外籍船員,大家都是一家人。農政與農情,306。取自 <https://www.coa.gov.tw/ws.php?id=2507996>。
26. Global Fishing Watch. (2018). Official website. <http://globalfishingwatch.org/>
27. FCF. Learn who we are. Retrieved from FCF English website <http://www.fcf.com.tw/program/who-weare/>. (2018, May 3).
28. Focus Taiwan. (2018, April.15). Taiwan fishing vessel detained in Indonesian waters. CNA. Retrieved from <http://focustaiwan.tw/news/asoc/201804150017.aspx>.
29. Environmental Justice Foundation (2018, March 13). EJF Documentary Reveals Shocking Extent of Human Rights Abuses in Taiwan Fisheries. Retrieved from <https://ejf.org/news-media/2018/ejf-documentary-reveals-shocking-extent-of-human-rights-abuses-in-taiwan-fisheries>.
30. International Labour Organization. (2013). Caught at Sea. Retrieved from [http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_214472.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_214472.pdf)
31. The Guardian. (November 2, 2015). Revealed: trafficked migrant workers abused in Irish fishing industry. Retrieved from <https://www.theguardian.com/global-development/2015/nov/02/revealedtrafficked-migrant-workers-abused-in-irish-fishingindustry>
32. The New York Times. (July 27, 2105). 'Sea Slaves': The Human Misery that Feeds pets and Livestock. Retrieved from <https://www.nytimes.com/2015/07/27/world/outlaw-ocean-thailandfishing-sea-slaves-pets.html>
33. Daniel Shepherd. (2018). Slavery at Sea: An Overview of the UK Fishing Industry and a Model Approach for Identifying Human Rights Abuses in the Supply Chain. Retrieved from <https://front-group.co.uk/2018/01/19/slavery-sea-overview-uk-fishing-industry/>
34. The case is now back before Fisheries Agency, as discussed later in this report.
35. Fisheries Agency. (2018, May 4). Authorized Crew Agencies list. Retrieved from <https://www.fa.gov.tw/cht/Announce/content.aspx?id=512&chk=0344e4cc-92ef-4dcb-88ee-ef727cf6ae31&param=pn%3D1> (2018, May 7)
36. International Organization for Migration and NEXUS Institute. (2014). In African waters, The trafficking of Cambodian fishers in South Africa. Retrieved from <http://un-act.org/wp-content/uploads/2015/05/InAfricanWaters.pdf>
37. Lin Yu Shin is also referred to as Lin Li-Chen (Former name: Lin Li Jin)
38. Taiwan Ministry of Justice (2017, September). Case study of human trafficking presentation, Anti Human Trafficking workshop.
39. Legal Support for Children and Women (LSCW). Retrieved from <http://www.lscw.org/8-lscw.html>
40. Trafficker gets 10 years (April 30, 2014). The Phnom Penh Post. Retrieved from <https://www.phnompenhpost.com/national/trafficker-gets-10-years>
41. Khuon Narim. (2013, May 13). Court Charges Woman With Trafficking Cambodians to Africa. The Cambodia Daily. Retrieved from <https://www.cambodiadaily.com/news/court-charges-woman-with-trafficking-cambodians-to%E2%80%88africa-23614/>
42. Legal Support for Children and Women (LSCW). Retrieved from <http://www.lscw.org/8-lscw.html>
43. Article 32: Anyone using such means as force, threat, intimidation, confinement, monitoring, drugs, fraud, hypnosis, or other means against another person's will to labor to which pay is not commensurate with the work duty for profit, shall be sentenced to imprisonment under seven years, and may also be fined up to NT\$5 million. Anyone using such means as debt bondage or the abuse of another person's inability, ignorance, or helplessness to subject him/her to labor to which pay is not commensurate with the work duty for profit, shall be sentenced to imprisonment under three

- years, and may also be fined up to NT\$1 million. Any attempt to commit either crime stated in the preceding two paragraphs is punishable.
44. Cindy Sui (2014, June.10). Exploitation in Taiwan's \$2bn fishing industry. BBC. Retrieved from <http://www.bbc.com/news/world-asia-27498048>
45. See Endnote 42
46. Taiwan Ministry of Justice (2017, September). Case study of human trafficking presentation, Anti Human Trafficking workshop.
47. Fisheries Agency. (2018, May 4). Authorized Crew Agencies list. Retrieved from <https://www.fa.gov.tw/cht/Announce/content.aspx?id=512&chk=0344e4cc-92ef-4dcb-88ee-ef727cf6ae31&param=pn%3D1> (2018, May 7)
48. Confirmed by site visits.
49. Article 10: Unlawful Removal with Purpose A person who unlawfully removes another for the purpose of profit making, sexual aggression, production of pornography, marriage against will of the victim, adoption or any form of exploitation shall be punished with imprisonment from 7 years to 15 years. a convenient flag. Retrieved from <http://www.itfglobal.org/en/transport-sectors/seafarers/in-focus/flags-of-convenience-campaign/>
100. Takehisa, Teranishi, Shunichi. The State of Environment in Asia 2005/2006, Trade and the Environment, 49. Japan Environmental Council (JEC).
101. International Labour Organization. (2016). Fishers First, Good Practices to End Labour Exploitation at Sea. Retrieved from [http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_515365.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_515365.pdf)
102. United Nation, United Nations Convention on the Law of the Sea, Article 91. Retrieved from [http://www.un.org/depts/los/convention\\_agreements/texts/unclos/unclos\\_e.pdf](http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf)
103. Churchill, R.R. and Hedley, C. (2000). The meaning of the "genuine link" requirement in relation to the nationality of ships. Retrieved from <http://orca.cf.ac.uk/45062/1/ITF-Oct2000.pdf>
104. International Labour Organization. (2016). Fishers First, Good Practices to End Labour Exploitation at Sea. Retrieved from [http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_515365.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_515365.pdf)
105. Some countries, for example Vanuatu, may permit exceptions to this requirement.
106. Offshore companies exist on paper, purely to manage money and transactions, but do not have physical premises or employees.
107. Pegg D. (2016, Dec 1). Panama Papers: Europol links 3,500 names to suspected criminals. The Guardian. Retrieved from <https://www.theguardian.com/news/2016/dec/01/panama-papers-europol-links-3500-names-to-suspected-criminals>
108. Sharman, J.C. (2010). Shopping for anonymous shell companies: An audit study of anonymity and crime in the international financial system. *Journal of Economic Perspectives*, 24 (4),127-40.
109. Organisation for Economic Co-operation and Development. (2001). Behind the corporate veil: using corporate entities for illicit purposes. Retrieved from <https://www.oecd.org/corporate/ca/43703185.pdf>
110. P.O.Box 213, Port Vila, Vanuatu
111. Ewell, C., Cullis-Suzuki, S., Ediger, M., Hocesvar, J., Miller, D. and Jacquet, J. (2017). Potential ecological and social benefits of a moratorium on transshipment on the high seas. *Marine Policy*, 81,293-300.
112. Kroodsma, D.A., Miller, N.A., Roan. A. (2017). The Global view of Transshipment: preliminary findings, *Glob. Fish. Watch and Sky Truth*. Retrieved from <http://globalfishingwatch.org>
113. Environmental Justice Foundation (2015). Thailand's Seafood Slaves. Human Trafficking, Slavery and Murder in Kantang's Fishing Industry.
114. McDowell, R., M.Mendoza and M. Mason. (2015). AP tracks slave boats to Papua New Guinea. Retrieved from <https://www.ap.org/explore/seafood-fromslaves/ap-tracks-slave-boats-to-papua-new-guinea> (2017, May 15)
115. Greenpeace (2016). Turn the Tide. Human Rights Abuses and Illegal Fishing in Thailand's Overseas Fishing Industry.
116. Ibid.
117. Hodall, Kate, Chris Kelly, and Felicity Lawrence. (2014). Revealed: Asian Slave Labour Producing Prawns for Supermarkets in US, UK. *The Guardian*. Retrieved from <https://www.theguardian.com/global-development/2014/jun/10/supermarket-prawns-thailand-produced-slave-labour>,
118. Environment Justice Foundation. (2015). Pirates and Slaves, How Overfishing in Thailand Fuels Human Trafficking and the Plundering of Our Oceans, 5
119. Kroodsma, D.A., Mayorga, J., Hochberg, T., Miller, N.A., Boerder, K., Ferretti, F., Wilson, A., Bergman, B., White, T.D., Block, B.A. and Woods, P. (2018). Tracking the global footprint of fisheries. *Science*, 359(6378), 904-908.
120. Kroodsma, D.A., Miller, N.A., Roan. A. (2017). The Global view of Transshipment: preliminary findings, *Glob. Fish. Watch and SkyTruth*. Retrieved from <http://globalfishingwatch.org/>
121. FCF. Transshipment. Retrieved from <http://www.fcf.com.tw/services/transshipments/> (2018, May 3)
122. MOU Seychelles – Mauritius – TUEU – Princess - WWF. In Oct 2016 a MoU was signed between the Republic of Seychelles, Republic of Mauritius, WWF, Princes Limited and Thai Union Europe to launch a Fishery Improvement Project (FIP) for the Indian Ocean. The aim of the FIP is to meet the sustainability standard set by the Marine Stewardship Council (MSC). Seventeen companies (ANABAC/OPTUC, ATUNSA, Beach Fishing, CFTO, FEDERPESCA, Hardswater, Inpesca Fishing, INTERATUN, Industria Armatoriale Tonniera, Isabella Fishing, IOSMS, OPAGAC, OPS, Orthongel, SAPMER SA, TFC, TOG)[1] also formalised their interest in becoming partners of the FIP. <https://www.wwf.org.uk/updates/new-fishery-improvement-project-launches-indian-ocean>, <https://www.wwf.org.uk/updates/new-fishery-improvement-project-launches-indian-ocean>
123. FCF. FCF and Bumble Bee Announce Satlink, DOS Partnership. Retrieved from <http://www.fcf.com.tw/>

fcf-bumblebee-announce-satlink-dos-collaboration/  
(2018, April. 11)  
124. International Labour Organization (2016). Fishers  
first, Good Practices to End Labour Exploitation at  
Sea. Retrieved from [http://www.ilo.org/wcmsp5/  
groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/  
publication/wcms\\_515365.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_515365.pdf) (2018, May 3)  
125. Liberty Asia. Modern Slavery. Retrieved  
from <https://static1.squarespace.com/static/>

5592c689e4b0978d3a48f7a2/t/59b1ef502994caee6bc40103/  
1504833380413/  
Modern+Slavery+%E2%80%93++an+introduction\_  
V3.pdf (2018, May 3)

## 略語一覧

AIS: 船舶自動識別装置

COA: (台湾) 農業委員会

DWF: 遠洋漁業

EEZ: 排他的経済水域

EJF: 環境司法財団 (英国 NPO)

EU: 欧州連合

FA: 漁業署

FCF: Fong Chun Formosa Fisher Company Ltd (豊群  
股份有限公司)

FOC: 便宜置籍船

ILO: 国際労働機関

IUU: 違法・無報告・無規制に行われる漁業 (略称:

IUU 漁業)

LSCW: 子どもと女性への法的支援の会 (カンボジア

NGO、Legal Support for Children and Women)

MCS: モニタリング・規制・監視

NGO: 非政府組織

RFMO: 地域漁業管理機関

TIP: 人身取引

SDGs: 持続可能な開発目標

UK: 英国

UN: 国際連合 (国連)

US: 米合衆国

USAID: 米国国際開発庁

VMS: 漁船監視システム

WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会



太平洋に浮かぶグリーンピースの船、虹の戦士号

© Mark Smith / Greenpeace

原題: Misery at sea Human suffering in Taiwan's distant water fishing fleet

発行: 国際環境 NGO グリーンピース・東アジア 2018 年 5 月

筆者: Jodie Yi Chiao Lee, Stephanie Croft, Tim McKinnel

協力: Dan Salmon

デザイン・レイアウト: Andrea Lo Vetere andrealovetere.com

日本語版制作・発行: 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

日本語版発行: 2018 年 7 月

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 NFビル 2F

Tel. 03-5338-9800 Fax. 03-5338-9817

グリーンピースは環境保護と平和を願う市民の立場で活動する国際環境 NGO です。  
問題意識を共有し、社会を共に変えるため、政府や企業から資金援助を受けずに  
独立したキャンペーン活動をしています。



[www.greenpeace.org/japan](http://www.greenpeace.org/japan)